

第1章 計画の基本的事項



市の木 イヌマキ

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

平成18年1月23日、八日市場市と野栄町が合併して誕生した「匝瑳市」は、みどり豊かな恵まれた自然と歴史のあるまちです。

市北部は、谷津田が入り組んだ複雑な地形の台地部となっており、里山の自然が多く残されています。南部は、平坦地で市街地を除いてほとんどが田園地帯となっており、白砂青松の続く九十九里海岸に面しています。

気候は海洋性の温暖な気候で、夏涼しく冬暖かい、とても過ごしやすい土地柄です。冬でもほとんど降雪はみられません。

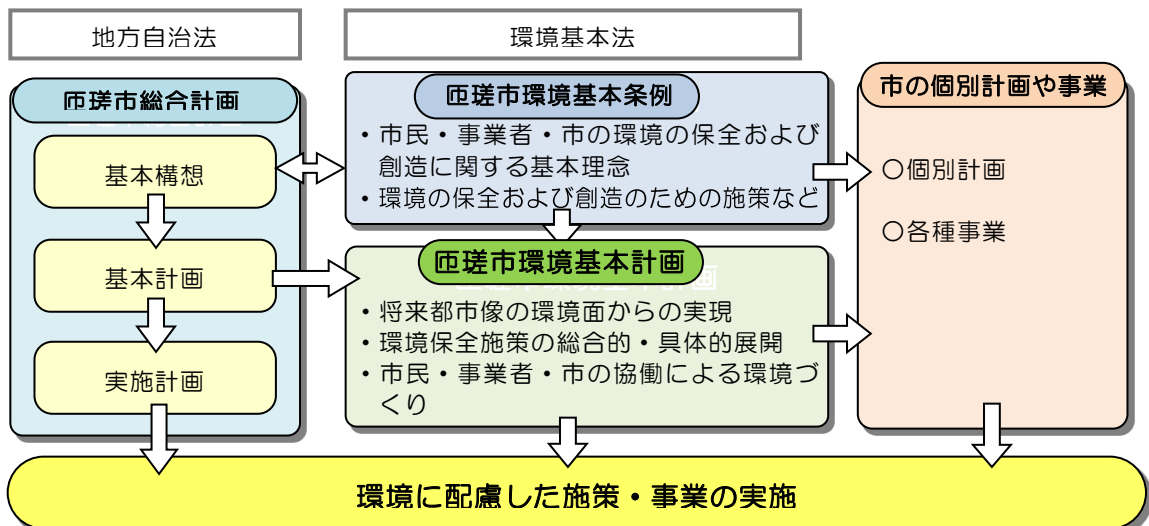
このように、みどり豊かで過ごしやすい環境に恵まれた匝瑳市ですが、これまでの歴史を振り返る中で、自然環境は徐々に失われつつある状況にあります。さらに、地球温暖化の要因とされる日常生活や事業活動におけるエネルギー消費の増大など、様々な問題に直面しています。

このようなことから、市民・事業者・市の協働により、本市の恵まれた自然を守り育て、地球環境にも負荷をかけないまちを創造していくために、匝瑳市環境基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、匝瑳市環境基本条例第8条に基づき策定する計画であり、匝瑳市総合計画に基づくまちづくりを環境面から実現していく役割を担います。

また、本計画は、各環境分野における環境目標や、具体的な施策の方向性などを明らかにし、各種計画および施策の環境に関連する分野を立案・実施するにあたっての指針となるものです。



3 計画の対象とする環境の分野

本計画の対象とする環境の分野は、以下の4つとします。

●生活環境

日常の生活活動や事業活動に関わる環境です。健康や安全問題など、都市型公害に関わる要素が含まれます。

●自然環境

動植物や生態系、水資源に関わる環境です。地域の豊かな自然の保全・創出などに関わる要素が含まれます。

●快適環境

生活にやすらぎと潤いを与える環境です。公園や景観、環境美化、歴史・文化などに関わる要素が含まれます。

●地球環境

地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境です。廃棄物、エネルギー、地球温暖化など、私たちの生活様式や事業活動が与える地球への負荷に関わる要素が含まれます。

4 計画の対象とする地域

本計画は、本市全域を対象とします。

なお、今日の環境問題は、大気や水質への環境負荷など、行政区域を越え、地域が一体となった対応が求められることから、これらの問題に対する本市の役割を明らかにし、国および県の関係機関や近隣市町とも連携を図ります。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

また、的確な進行管理を行うとともに、平成27年度を中間目標年次とし、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案して、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



平成27年度新川浄化運動啓発作品入賞 優秀賞
匝瑳小学校6年（当時） 古関志萌さん



第2章 匝瑳市の環境の現状



市の花 チューリップ

第2章 匝瑳市の環境の現状

1 匝瑳市の概況

(1) 地勢

本市は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約70km圏内、千葉市から約40km、成田空港から約20kmの距離に位置しています。

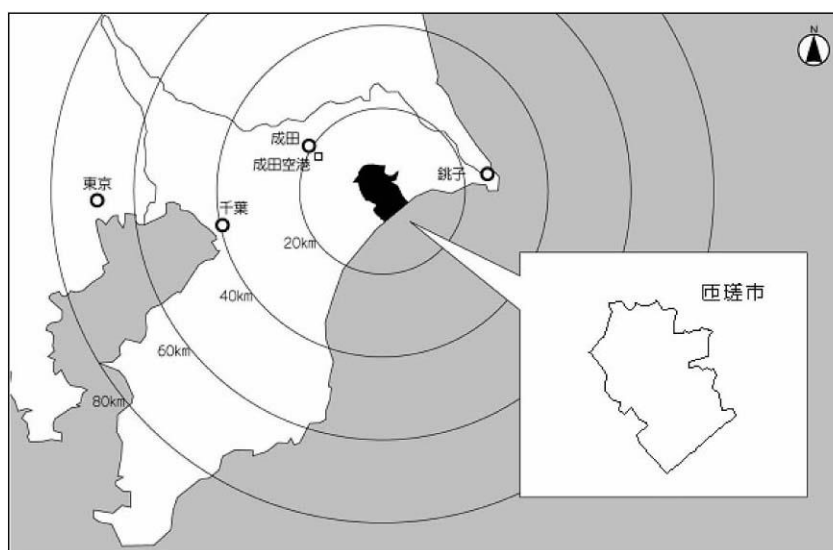
東は旭市、西は山武郡横芝光町、北は香取市と香取郡多古町に接し、南は太平洋に面しています。

市の北部は、下総台地の緩やかな丘陵地帯で、谷津田が入り組んだ複雑な地形を成し、里山の自然が多く残されています。

東部は干潟八万石の水田、南部は植木畑が広がる田園地帯となっており、南端には九十九里海岸が続いています。

市の中心部には、JR総武本線と国道126号が丘陵と平野部を分けるように東西に走り、沿線には市街地が形成されています。

■ 匝瑳市の位置

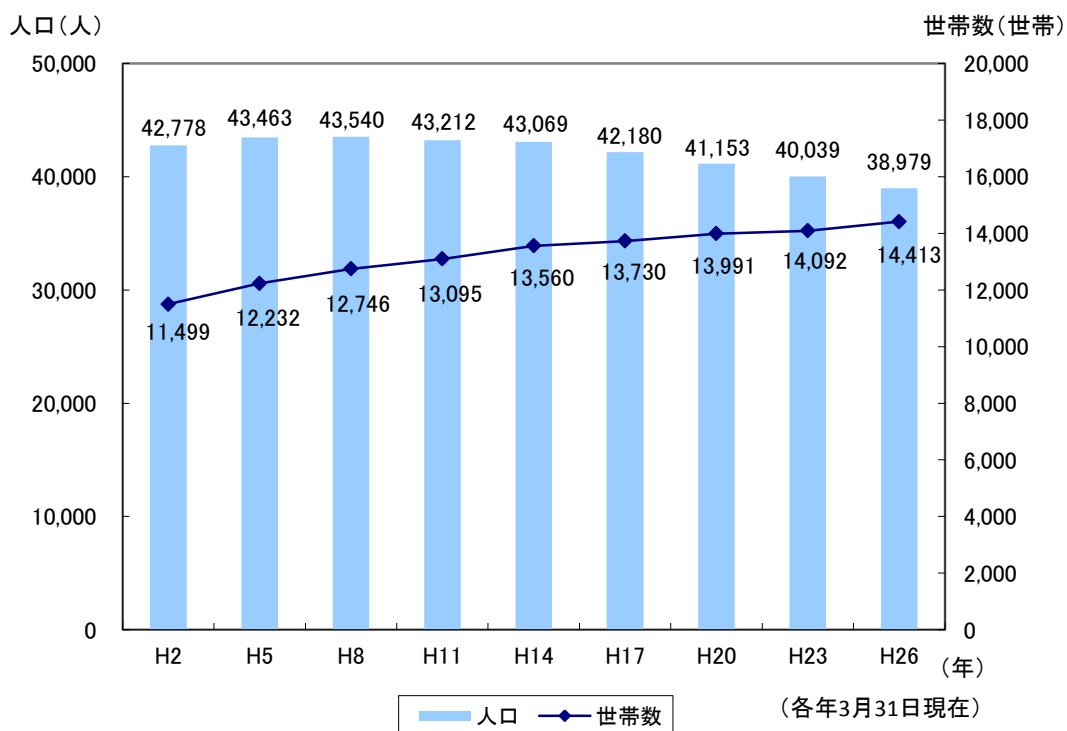


(2) 人口・世帯数

本市の人口の推移をみると、平成8年まで増加傾向にありましたが、以降、減少傾向に転じており、平成26年では、38,979人となっています。

世帯数は増加傾向を維持しており、その結果、1世帯当たり人員は減少し、核家族化の進展がうかがえます。

■ 人口・世帯数の推移



住民基本台帳から作成

■ 1世帯当たり人員

年度	H2	H5	H8	H11	H14	H17	H20	H23	H26
1世帯当たり人員	3.72	3.55	3.42	3.30	3.18	3.07	2.94	2.84	2.70

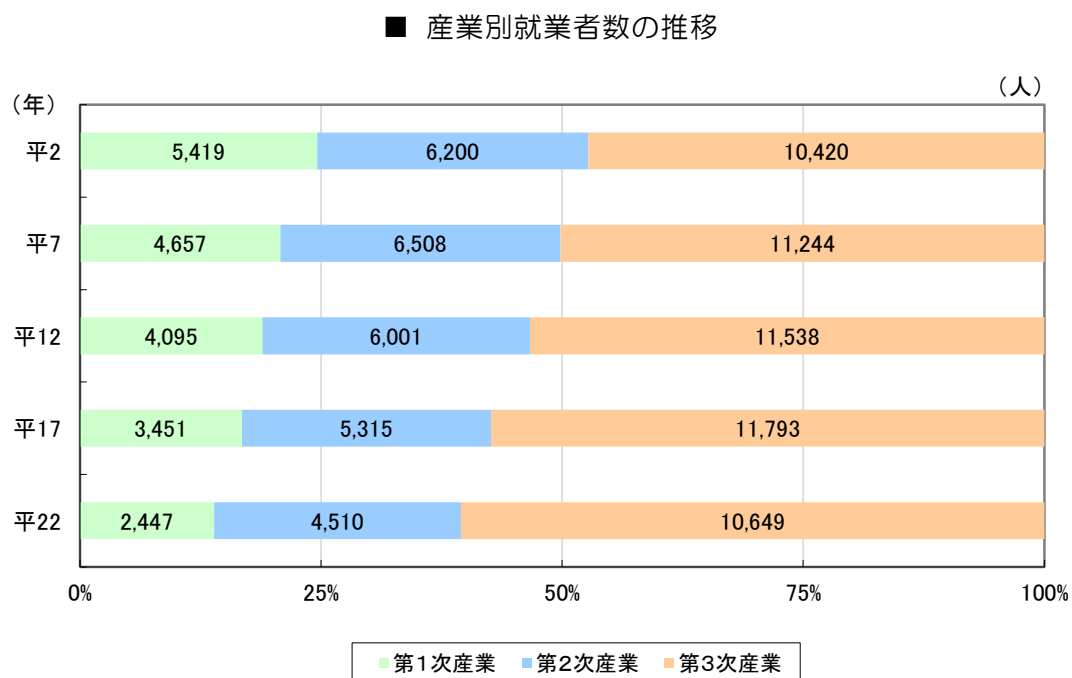
住民基本台帳から作成

※平成26年度は外国人住民・外国人世帯を含む

(3) 産業

本市の産業別就業者数の推移をみると、第1次産業は減少傾向が続き、また、第2次産業も平成7年以降、減少傾向となっています。

農業、工業などの就業者数は年々減少しており、商業・サービス業などの就業者数は平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年の調査では減少しています。



「国勢調査（各年）」から作成

2 生活環境

(1) 大気

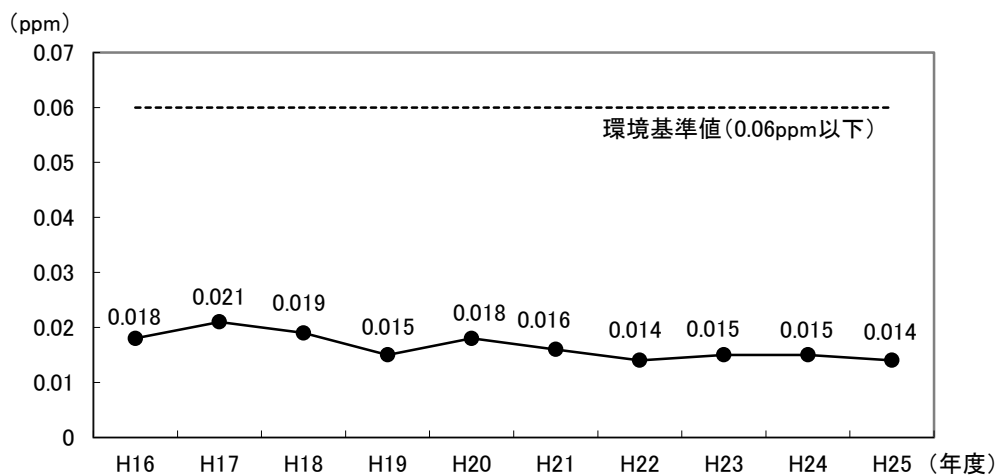
①大気質の状況

本市では、椿海地区椿に一般環境大気測定局が設置され、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについて、常時監視が行われています。

ア 二酸化窒素

椿測定局の二酸化窒素の濃度をみると、環境基準値を大きく下回る濃度で推移し、環境基準の達成率も 100%となっており、良好な状況にあります。

■ 二酸化窒素の推移（日平均値の年間 98%値）



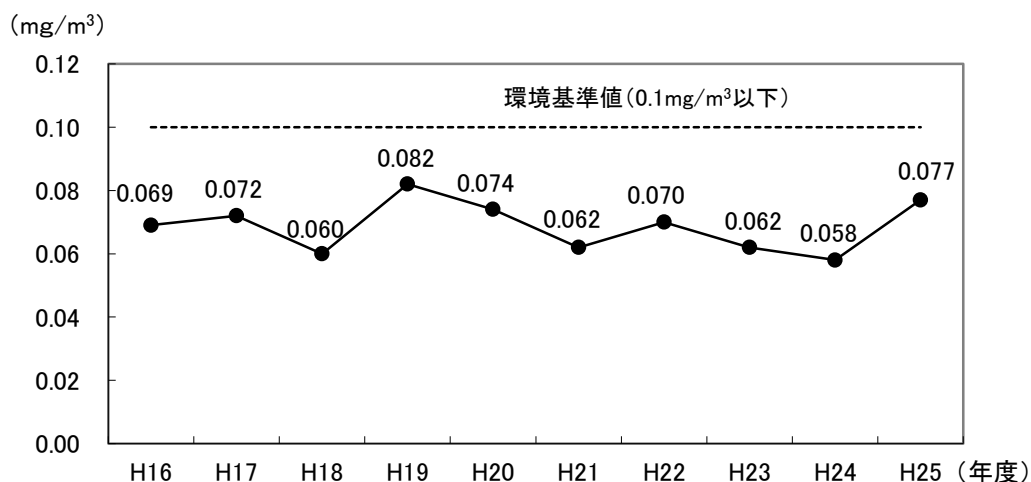
注) 環境基準の評価基準：日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下

「千葉県環境白書（各年）千葉県」から作成

イ 浮遊粒子状物質

椿測定局の浮遊粒子状物質の推移をみると、平成 16 年度以降環境基準の達成が続いており、良好な状況にあります。

■ 浮遊粒子状物質の推移（日平均値の年間 2%除外値）



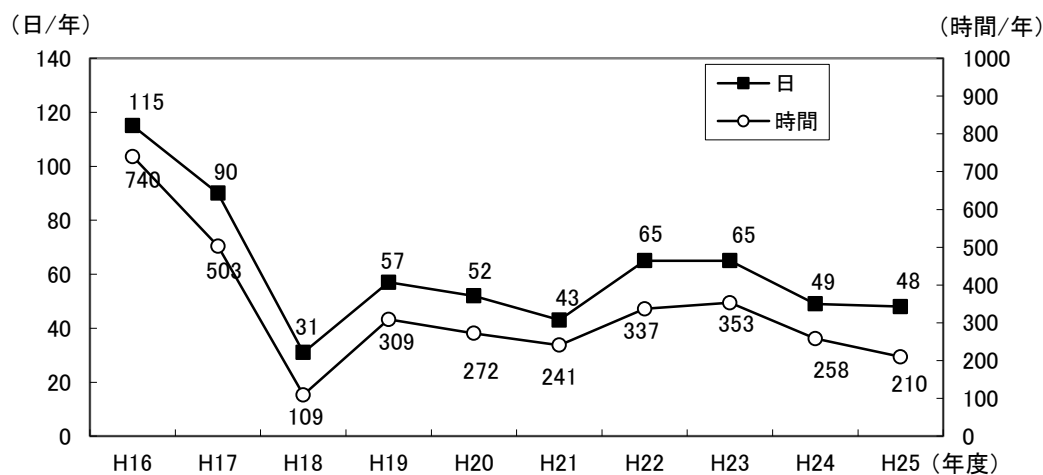
注) 環境基準の評価基準：日平均値の年間 2%除外値が 0.1mg/m³ 以下で、かつ日平均値が 0.1mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しない

「千葉県環境白書（各年）千葉県」から作成

ウ 光化学オキシダント

橋測定局の環境基準の達成状況をみると、年間 50 日以上が未達成となっている年が多く、平成 16 年度においては 115 日の未達成となっています。平成 18 年度以降はほぼ横ばいの水準で推移しており、大きな改善はみられません。

■ 光化学オキシダントの推移（昼間 1 時間値が 0.06ppm を越えた日数と時間）



注) 環境基準の評価基準：1 時間値が 0.06ppm 以下

「千葉県環境白書（各年）千葉県」から作成

(2) 水質

①環境基準の類型指定・達成状況

市内に流域がある河川では、新川と栗山川において環境基準が指定されています。

BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準の達成状況をみると、新川では平成19年以降全ての年で環境基準未達成となっております。栗山川では平成20年から平成23年までは環境基準を達成しているものの、平成24年以降は環境基準未達成となっております。

■ 環境基準指定河川

水域名	範囲	指定年月日	類型	達成期間
新川上流	干潟大橋より上流	昭和48年7月31日	C	□
新川下流	干潟大橋より下流	昭和48年7月31日	C	ハ
栗山川上流	総武本線鉄道橋より上流	昭和48年7月31日	A	□
栗山川下流	総武本線鉄道橋より下流	昭和48年7月31日	B	□

注) 達成期間：環境基準に係る水域および地域の指定時から、イ：直ちに達成、□：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

■ 類型別環境基準値

類型	基準値
	生物化学的酸素要求量（BOD）
A	2mg/L 以下
B	3mg/L 以下
C	5mg/L 以下

■ 環境基準達成状況

水域名	測定地点	H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25	
		75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
新川上流	干潟大橋	6.7	×	4.9	○	5.3	×	4.0	○	5.2	×	4.7	○	5.6	×
新川下流	駒込堰	8.0	×	5.2	×	7.5	×	5.5	×	5.5	×	6.9	×	6.5	×
栗山川上流	新井橋	3.0	×	2.0	○	1.6	○	2.0	○	1.5	○	2.5	×	2.1	×
栗山川下流	木戸大橋	2.9	○	2.8	○	2.3	○	2.8	○	2.1	○	2.5	○	2.4	○

「千葉県環境白書（各年）千葉県」から作成

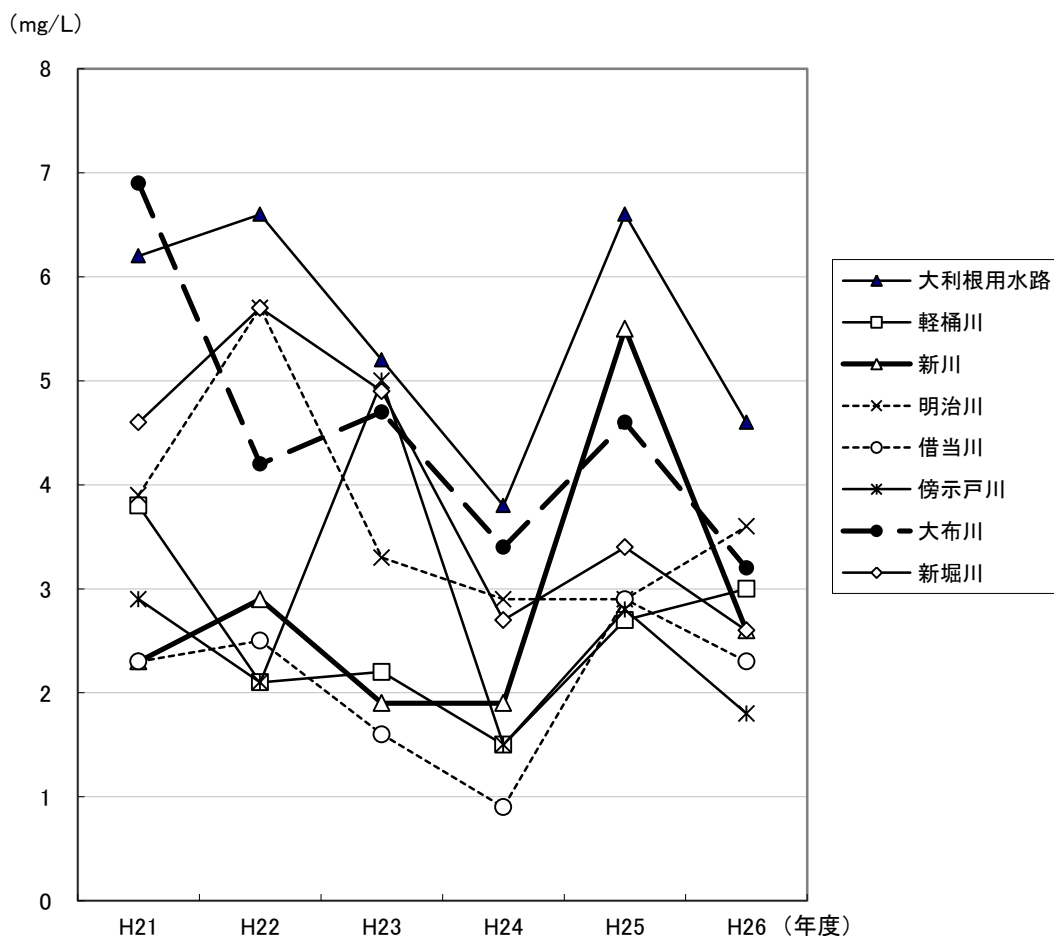
②その他河川等の水質状況

本市では、8河川など16地点において、各年度、季節ごとに計4回の水質測定を行っています。

年度平均値で水質の状況を見ると、BOD（生物化学的酸素要求量）では、以前は大利根用水路（下出羽・高野橋・長谷浜）、軽桶川（第2制水門・第4制水門）、明治川（学校裏橋・香取橋）で10mg/Lを超える高い値を示していましたが、近年改善が進み、大利根用水路、明治川では5mg/L前後で推移しています。その他河川においても、BODは横ばいもしくは微減する傾向にあり、軽桶川、借当川（境橋・借当橋）、傍示戸川（下橋・富岡）では多くの年で3mg/L以下の値で推移し、比較的良好な水質が保たれています。

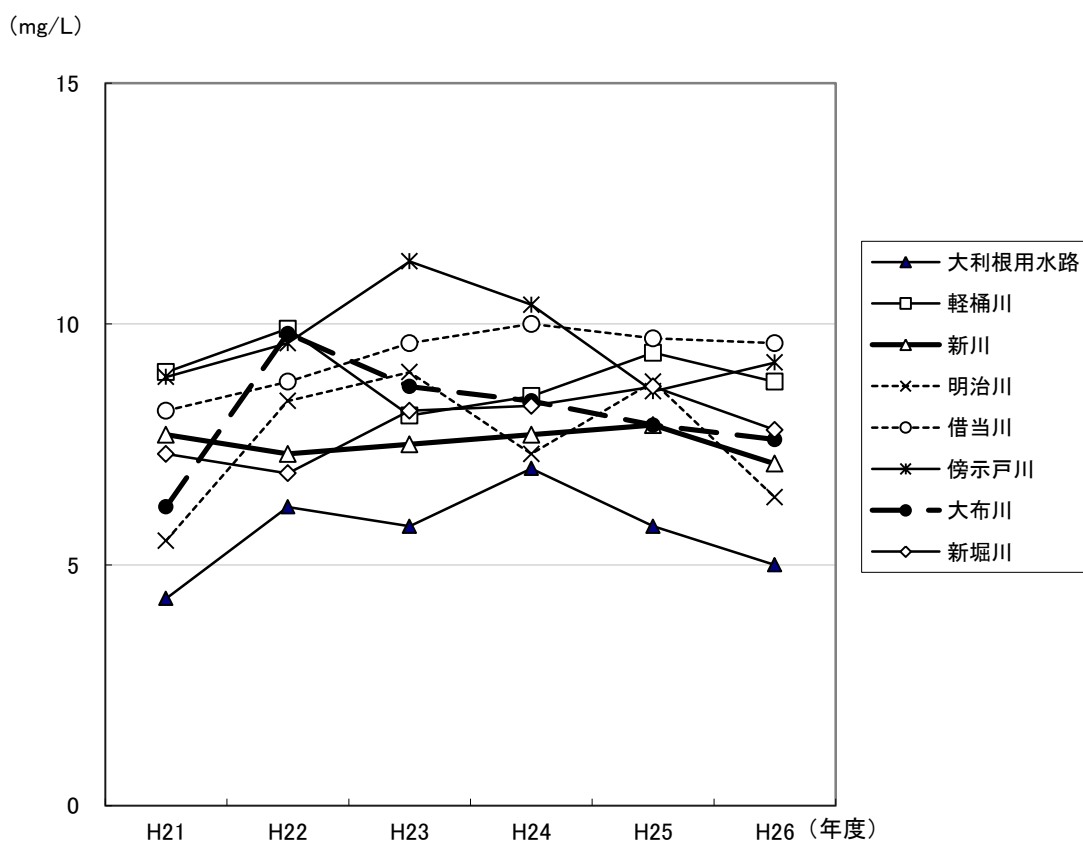
DO（溶存酸素量）では、借当川が10mg/L以上で推移し、良好な値を示しており、その他河川においても、大利根用水路を除き5mg/L以上を示し、おおむね良好な状況にあります。

■ BODの推移（年度平均値）



「公共用水域等水質調査（各年）」 匠瑤市環境生活課

■ DOの推移（年度平均値）



「公共用水域等水質調査（各年）」 匠瑛市環境生活課

③湖沼の水質

市内5箇所の池・沼において、各年度2回の水質測定を行っています。

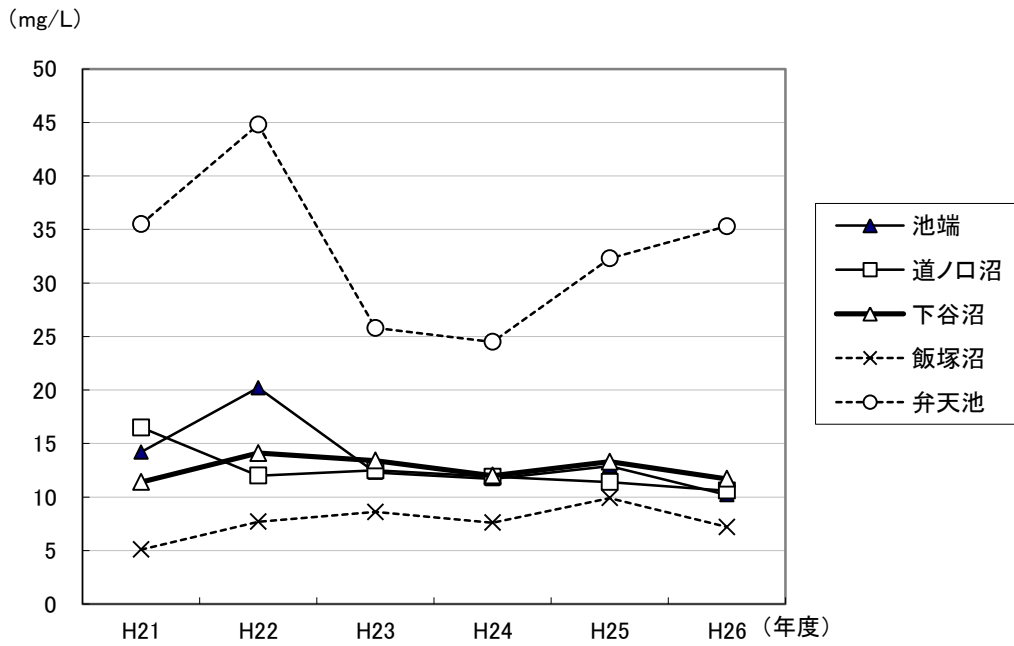
COD（化学的酸素要求量）では、道ノ口沼、下谷沼で改善傾向にある一方、弁天池では高い数値となっています。そうした中、飯塚沼は10mg/L以下の推移を保っていますが、他箇所では変動しており、今後も汚染要因に留意しながら、観測する必要があります。

■ 湖沼の水質の状況（年度平均値）

調査地点	COD (mg/L)						DO (mg/L)					
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H21	H22	H23	H24	H25	H26
池端	14.2	20.2	12.3	11.7	12.9	10.2	13.5	17.0	11.8	16.0	11.5	12.1
道ノ口沼	16.5	12.0	12.5	11.9	11.4	10.6	12.0	11.5	12.5	11.3	11.3	11.8
下谷沼	11.4	14.1	13.4	12.0	13.3	11.7	9.0	11.6	11.7	6.3	9.1	6.7
飯塚沼	5.1	7.7	8.6	7.6	9.9	7.2	4.0	4.1	4.6	5.7	6.4	5.6
弁天池	35.5	44.8	25.8	24.5	32.3	35.3	11.5	13.5	11.9	12.5	12.3	13.8

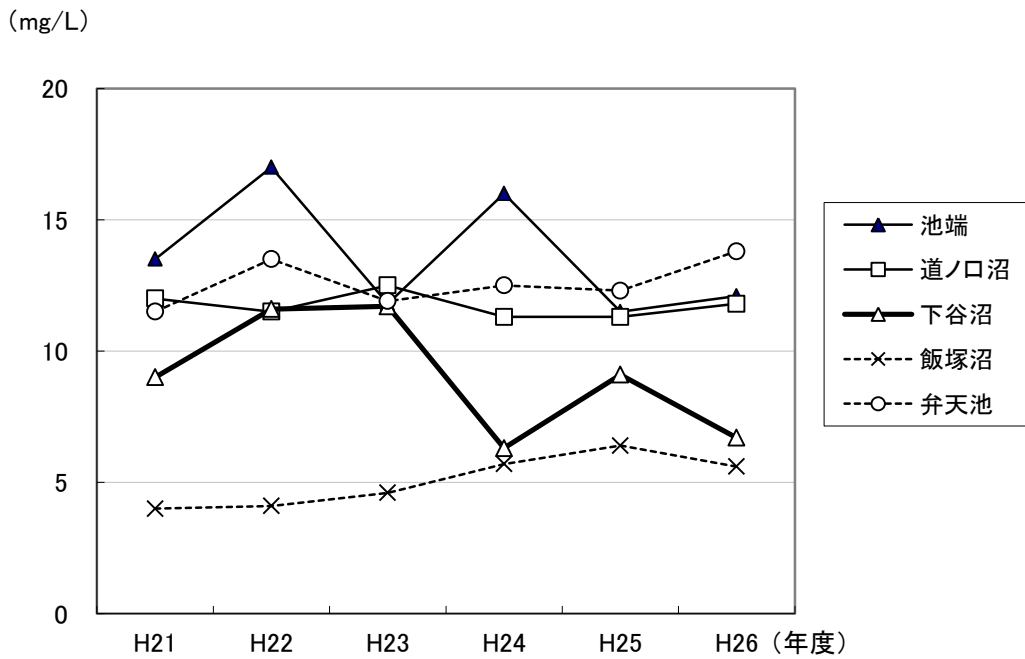
「公共用水域等水質調査（各年）」 匠瑛市環境生活課

■ CODの推移（年度平均値）



「公共用水域等水質調査（各年）」 匝瑳市環境生活課

■ DOの推移（年度平均値）



「公共用水域等水質調査（各年）」 匝瑳市環境生活課

(3) 騒音・振動

①騒音規制区域・振動規制区域

本市では、騒音規制法および振動規制法に基づく騒音規制区域、振動規制区域が用途地域別に指定されており、用途地域に応じた地域類型ごとに環境基準値が定められています。

②騒音の状況

本市では、平成24年度より主要幹線道路（国道、県道）において、自動車騒音の面的評価を行っています。この調査により各道路の端から50m以内に存在している住宅等について、戸別に環境基準の達成状況を評価しています。

観測地点別の測定値によると、県道については、概ね環境基準を満たしていますが、一般国道126号沿いについては、約14%の住宅等において環境基準が未達成の状況にあります。

■ 交通騒音の状況

路線名	測定年度	測定地点	等価騒音レベル(dB)		昼間・夜間共に環境基準を達成している割合(%)
			昼間	夜間	
一般国道126号	24	八日市場イ	68	64	85.9
〃	25	樁	73	68	
〃	26	八日市場ホ	72	68	
県道八日市場栄線	24	川辺	67	60	100
県道平和共興線	24	平木	64	56	100
県道八日市場野栄線	25	野手	66	57	100
県道佐原椿海線	25	春海	70	64	100
県道八日市場井戸野旭線	25	平木	70	62	100
県道八日市場野栄線	26	横須賀	69	64	100
県道多古笹本線	26	小高	60	53	100
県道八日市場山田線	26	樁	69	62	99.3

「自動車騒音常時監視調査（各年）」 匝瑳市環境生活課

凡例（環境基準） ○国道126号、県道の端から15m以内（近接空間）

	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
県道	70dB以下	65dB以下
国道126号	70dB以下	65dB以下

○国道126号、県道の端から15m～50m以内（非近接空間）

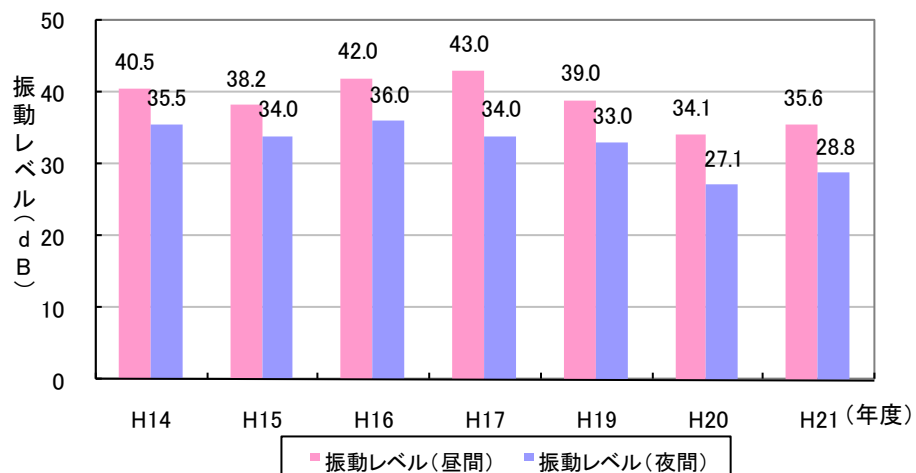
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
県道	65dB以下	60dB以下
国道126号	60dB以下または65dB以下 (用途地域により異なる)	55dB以下または60dB以下 (用途地域により異なる)

③振動の状況

本市では、国道126号八日市場八地先において、平成21年度まで交通振動の測定が行われました。

振動については、要請限度は平成21年度までの全ての年度で達成されています。

■ 交通振動の状況



注) 平成18年度測定データなし

「千葉県環境白書(各年)千葉県」から作成

3 自然環境

(1) 水象

本市の水系は、新川、栗山川の2水系で構成され、それぞれの水系は下総台地を水源とし、九十九里平野を緩やかに流れています。

新川水系の流域は、市域東部の九十九里平野を占め、主な河川は、二級河川の新川と七間川であり、明治川、軽桶川、念仏川をはじめとする小河川が数多く流入しています。

栗山川水系は、市域北部の台地部に源を発し、市南西部の九十九里平野へと広がる流域を形成しています。主な河川は、二級河川の栗山川のほか、借当川、多古橋川、高谷川があり、栗山川には数多くの小河川が流入しています。栗山川の支流である借当川は、市域北部の台地に源を発し、谷津田を抜け、栗山川に合流しています。

市内には湖や大きなため池などはありませんが、小さな池沼が点在しています。

また、太平洋に面した弓状の自然砂浜地を持つ九十九里海岸は、県立九十九里自然公園に指定され、首都圏の海洋レクリエーションの場となっています。

■ 主要な河川の状況

区分	水系名	河川名	区域		延長 (m)
			上流端	下流端	
2級	栗山川	借当川	左岸 匝瑳市長丘字高塚140-4地先 右岸 匝瑳市飯多香字大部田232-1地先 県道佐原八日市場線境橋下流端	栗山川への合流	5,000
	新川	新川	左岸 香取郡東庄町大久保字向田 右岸 同字竹の下 町道11号線無名橋	匝瑳市長谷浜で海に至る	20,418
準用河川	栗山川	境川	左岸 匝瑳市大浦字竹の下1751 右岸 匝瑳市大浦字竹の下1784-2	借当川へ接続	1,445

千葉県海匠土木事務所、匝瑳市建設課

(2) 生物

①北総台地の里山

本市の北部を占める北総台地は、平坦な台地に、平らな谷底を持つ「谷津」と呼ばれる細い谷が樹木の枝のように入り込み、特徴ある環境を形成しています。

谷津では古くから稲作が営まれ、台地上は、マツやスギの植林、畑のほか、かつては茅場（ススキなどの草地）などに利用されてきました。



北総台地の谷津田

出典「千葉県生物多様性ハンドブック」より

■谷津の生態系

谷津では、稲作に伴って、水田や畦、水路、池など多様な環境が生み出され、これら環境に適応した多くの生物がみられます。

「生命のにぎわい調査団（千葉県生物多様性センター）」によると、市内の谷津田における平成21年3月の調査において、「トウキョウサンショウウオ（千葉県RL最重要保護生物A）」、「ニホンアカガエル（千葉県RL最重要保護生物A）」、「ニホンアマガエル」、「シュレーゲルアオガエル（千葉県RL一般保護生物D）」、「ウマビル」、「カワニナ」、「マルタニシ（千葉県RL一般保護生物D）」、「タイコウチ」、「ウグイス」、「コゲラ」、「タチツボスミレ」、「ニオイタチツボスミレ」、「コモウセンゴケ（千葉県RL要保護生物C）」などが確認されています。



ニホンアカガエル

出典「千葉県生物多様性ハンドブック」より

注) 千葉県RL（レッドリスト）：「千葉県レッドデータブック」のリストに掲載されており、対象種が絶滅の危機に瀕していると同時に、その種が保護を必要としていることを示している。この点を踏まえ、評価基準は保護の必要度の高さからA～Dのカテゴリーに区分されている。

■台地の生態系

台地上はコナラなどの落葉樹からなる雑木林や茅場、畑、スギやマツの植林として利用されてきました。管理された明るい雑木林の中では、カタクリやヒトリシズカなどが花を咲かせ、定期的に草刈りされる茅場では、キキョウやワレモコウなどの草原性植物がみられましたが、近年の産業構造などの変化から、放置された林が増加しています。

②九十九里の湿地と砂浜

太平洋に面した九十九里平野は、幅7～11km、長さ南北60kmにおよぶ日本有数の海岸平野で、この平野には池や湿地が多く、一部は水田として利用されてきました。



九十九里浜

出典「千葉県生物多様性ハンドブック」より

■九十九里平野の池や湿地の生態系

九十九里平野の池や湿地は、栄養分の少ないやせた土地であったため、かつては「成東・東金食虫植物群落」にみられるモウセンゴケやミミカキグサなど貧栄養地に特有な食虫植物をはじめ、背丈の低い湿地植物の宝庫でした。しかし、排水路の整備や宅地開発の進展などにより池や湿地は急激に減少し、現在では湿地植物は姿を消しています。

■九十九里の砂浜の生態系

九十九里の砂浜は、アカウミガメが毎年産卵に来る場所の北限として知られています。砂浜ではミユビシギなどシギ・チドリ類が餌を探し、沖ではイワシ類やアジが回遊し、時にスナメリの群れもみられます。

近年では、砂の供給の減少や、砂浜への車両の乗り入れなどにより、生物生息環境がおびやかされています。

また、アカウミガメの産卵が目撃されることもまれになってきており、ハマヒルガオの植生も減少しています。



アカウミガメ

出典「千葉県生物多様性ハンドブック」より



海岸の侵食

(3) 貴重な自然

① 県立自然公園

本市においては、砂浜と松林による雄大な景観が展開し、海浜植物やコアジサシの営巣、アカウミガメの産卵地などの自然が残る太平洋沿岸部が県立九十九里自然公園に指定され、車両の乗り入れ規制などにより、自然環境の保全が図られています。

近年の状況として、侵食によりここ 30 年ほどで数十メートルも海岸線が後退し、その影響によって市内に 4ヶ所あった海水浴場が、現在では閉鎖されています。ヘッドランドなどの整備が進められ、それまでの急激な海岸線の後退は抑えられていますが、十分な回復には至っていません。

② 郷土環境保全地域

本市においては、郷土環境保全地域として、「飯高檀林の森郷土環境保全地域」および「妙福寺・飯高神社の森郷土環境保全地域」が指定され、工作物の新・改・増築、宅地造成、木竹の伐採などに際して届出を義務づけ、環境の保全を図っています。

■ 郷土環境保全地域の概要

地域名	面積 (ha)	指定年月日
飯高檀林の森郷土環境保全地域	6.77	昭和 59 年 5 月 11 日
妙福寺・飯高神社の森郷土環境保全地域	3.32	昭和 60 年 5 月 24 日

千葉県環境生活部自然保護課

③ 特定植物群落

本市においては、平成 9 年度、10 年度に実施された自然環境保全基礎調査の第 5 回調査において、九十九里浜に所在する砂丘植生 3 件が特定植物群落に選定されています。しかし、以降の調査は行なわれておらず、現状での面積は不明ですが、侵食などによる特定植物群落の消失が危惧されています。

■ 特定植物群落の概要

件名	集約群落名	選定基準	相関区分	立地区分	面積 (ha)
九十九里浜北部の砂丘群落	砂丘植生	特殊立地	海浜植生	砂浜、礫浜	10
八日市場のハマハナヤスリ群落	砂丘植生	希な群落	海浜植生	砂浜、礫浜	1
九十九里浜の中央北部の砂浜群落	砂浜植生	特殊立地	海浜植生	砂浜、礫浜	75

「特定植物群落調査報告書（平成 12 年）環境省自然保護局 生物多様性センター」から作成

④巨樹・巨木

平成 12 年に環境庁が行った「巨樹・巨木フォローアップ調査」において、旧八日市場市では 211 本の巨木（地上 1.3メートル以上の高さで幹周りが3メートル以上の樹木）が確認されています。巨樹・巨木の数は、当時、全国7位にランクされ、市町村合併が進んだ現在の順位は不明ですが、全国有数の巨樹・巨木の残るまちとなっています。

本市の巨樹・巨木は、そのほとんどが寺社や民家などに存在し、市内の広範囲にみられます。

■ 市内の代表的な巨木（上位 10 位）

順位	幹周り（cm）	樹種	所在	目印
1	1,000	スダジイ	安久山	平山宅裏庭
2	770	スギ	松山	松山神社
3	750	スダジイ	安久山	MKハイツ裏
4	700	スダジイ	飯高	飯高寺
5	680	スギ	生尾	老尾神社
6	650	スダジイ	八日市場口	愛宕神社
7	620	タブノキ	小高	石井宅南
8	620	スギ	入山崎	妙見社
9	555	スギ	飯高	飯高寺
10	550	スダジイ	安久山	日枝神社の森

匠瑛市産業振興課

4 快適環境

(1) 公園・緑地

①公園

本市では、市民の憩いの場として親しまれている「天神山公園」をはじめとする都市公園が12箇所整備されているほか、都市公園以外の公園として「野栄ふれあい公園」が整備されています。

このほか、児童遊園12箇所が整備されており、子どもたちに身近な遊び場を提供しています。

代表的な都市公園である「天神山公園」は、市街地に隣接する丘陵地に、地形や自然環境を活かした市民の憩いの場として整備され、市民の各層の利用を考慮した多様なオープンスペースを散策路などで結び、また、桜の植栽や四季の草花などが随所に配されています。

また、都市公園以外の公園として平成17年に整備された「野栄ふれあい公園」は、多目的広場やローラースライダーのほか、さまざまな遊具が配置され、全長約700mの遊歩道が周囲を囲んでいます。その他、バーベキュー可能なキャンプ広場や壁打ちテニスコート、バスケットボールコートが配置されています。

■ 匝瑳市の主な公園

■ 都市公園

区分	名称	所在地	設置年月日	面積(m ²)
地区公園	天神山公園	八日市場イ2291	H15.4.1	63,523
近隣公園	みどり平東公園	みどり平13-2	S57.11.9	10,791
	山桑公園	山桑125	S59.3.30	32,931
街区公園	若潮公園	若潮町2-1	S51.4.1	2,591
	天神山下公園	八日市場イ2330-1	S55.2.1	1,476
	椿海公園	椿969-1	S56.6.26	2,825
	みどり平西公園	みどり平1-2	S57.11.9	1,411
	みどり平中公園	みどり平9-2	S57.11.9	400
	平和東公園	平木1487-1	H1.4.1	6,375
	小舟内公園	蕪里139-27	H2.8.1	130
	鈴歌公園	飯倉台37-1	H6.4.1	7,563
平台公園	飯倉台17	H8.3.31	3,247	

■ 都市公園以外の公園

名称	所在地	設置年月日	面積(m ²)
野栄ふれあい公園	今泉363	H17.10.1	52,648

匝瑳市都市整備課

②緑地

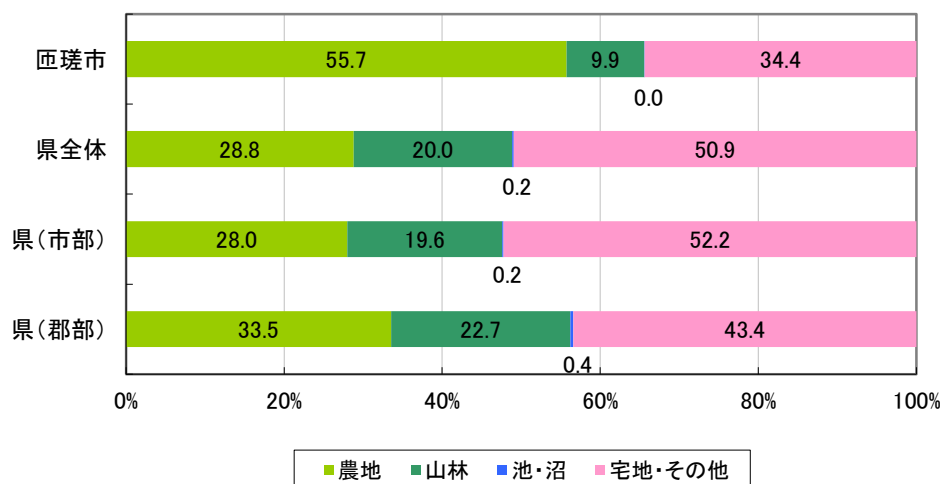
本市の緑地は、市北部の台地斜面を中心にスギ・ヒノキ植林やマツ植林などの樹林地
が数多くみられ、特に「飯高檀林の森郷土環境保全地域」と「妙福寺・飯高神社の森郷
土環境保全地域」周辺には、良好な樹林地が形成されています。

このほか巨樹・巨木も多く残る社寺林や屋敷林、さらに低地には田、畑、植木栽培の
苗圃などが多く、みどり豊かな環境を形成しています。

地目別土地利用面積から、本市の緑地の構成比をみると、農地・山林合わせて 65.6%
となっています。県全体および県（市部）と比較すると、特に農地の比率が高く、山林
を合わせた構成比においても、県（郡部）の平均値を上回り、みどり豊かな土地利用構
成となっています。

農地は、純然たる緑地とはいえませんが、景観や生態系などの面で環境への寄与も大
きく、本市の特色ある環境資源として樹林地とともに保全していく必要があります。

■ 地目別土地利用における緑地の構成比（平成 26 年）



注) 農地：田、畑、牧場の合算値

「千葉県統計年鑑（平成 26 年版）千葉県」から作成

(2) 景観

①景観類型

千葉県では、美しく魅力ある景観を形成していくため「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」を策定しています。基本方針では、県土を「江戸川地域」「利根川水郷地域」「東京湾千葉地域」「房総台地地域」「九十九里海浜地域」「房総森林地域」「南房総海岸地域」の7地域に区分し、地域の特性を踏まえた地域区分毎の景観形成の方向性を整理しています。

本市においては、北部の北総台地が「房総台地地域」に、南部の平野部が「九十九里海浜地域」に区分されており、以下の景観特性があります。

■ 地域区分に基づく匝瑳市周辺の景観の特徴

房総台地 地域	地形分類や流域界		・ 関東ローム層で形成された、中央に大きく広がる平坦な房総台地からなる。
	景観特性	自然系	【農村山林系】 ・ 台地と低地の境界部には斜面林が帯状に残り、この地域の特徴的な景観を形成している。 ・ 印旛沼や河川周辺に広がる水田、台地部に広がる落花生畑や人参畑など、広大な田園景観を形成している。 ・ 広大な水田や畑などの田園景観と相まって、農村集落を形成している。
九十九里 海浜地域	地形分類や流域界		・ 県内で最も大きな広がりを持つ九十九里低地からなる。
	景観特性	自然系	【水辺系】 ・ 九十九里浜や保安林により形成される海岸景観は、この地域の特徴となっている。 ・ 栗山川などの中小河川では、周辺の水田とともに潤いある水辺景観を形成している。 ・ 九十九里浜ではハマヒルガオの群生がみられる。 【農山漁村系】 ・ 台地縁辺部にはサンプスギなどの斜面緑地が広がっている。 ・ 旭市、匝瑳市、東庄町にまたがる「干潟八万石」など、広大な田園景観を形成している。 ・ 田園の中に屋敷林に囲まれた集落景観を形成している。
		歴史系	・ 旧家の垣根には、飯岡石を積み上げた石垣がみられる。 ・ 台地縁辺部などには、歴史的に重要な史跡などの景観資源が多く存在している。
		市街地系	・ 古くからある商店街など、地域に根ざした景観がみられる。 ・ マキの生垣が、良好な生活景観を創出している。 ・ 国道126号などの幹線道路には、商業系施設の立地が進み、地域の景観に大きな変化を及ぼしている。

「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針（平成21年）千葉県」

②景観資源

本市の主な景観資源としては、「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」において抽出されている「九十九里浜」、「妙福寺と飯高神社の森」、「飯高檀林跡と森」、「日本ハリストス正教会と聖画」、「八重垣神社の駒まね祭り」があります。

「飯高檀林跡」は、県民投票をもとに千葉県教育委員会が選定した「ちば遺産 100 選」にも選定されており、本市を代表する景観資源といえます。

また、市に隣接する「旭市椿海と干潟八万石の水田と農村景観」、「多古町栗山川流域の谷津田景観」は、「ちば文化的景観」として選定されており、これらのエリアと一帯となった市の田園、谷津田なども貴重な景観資源といえます。

■ 「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」で抽出された景観資源

系統	区分	名称
自然系	海岸・岬・干潟・島	九十九里浜
	森・林	妙福寺と飯高神社の森
歴史系	神社仏閣・歴史的建造物	飯高檀林跡と森
		日本ハリストス正教会と聖画
	伝統的な祭り・行事	八重垣神社の駒まね祭り

「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針（平成 21 年）千葉県」

■ 「ちば遺産 100 選」、「ちば文化的景観」に選定された景観資源

区分	景観資源名	景観資源の概要
ちば遺産 100 選	飯高檀林跡 <飯高寺>	日蓮が生れた房総には、江戸時代に日蓮宗の大学（檀林）が数カ所あった。その一つの飯高寺は飯高檀林と称され、全国から学僧が集う学校だったのである。境内全体が史跡として保存され、巨大な講堂、鼓楼（ころう）、鐘楼、一切経蔵（いっさいきょうぞう）などの建物があり、修学に励む学僧の息吹を今日に伝えている。
ちば文化的 景観	旭市椿海と干潟 八万石の水田と 農村景観	現在の旭市内には、江戸時代初期の 17 世紀までは太田の湖水・椿海と呼ばれた湖が存在していた。これは、九十九里浜北部に出来た入り江が淡水湖となったもので、その規模は東西 12km、南北 6 km、全体の面積が 51 平方キロメートルに及ぶ巨大な湖であった。寛文 8 年（1668）、幕府の許可を得て、椿海の排水工事を実施、干拓を行い成立したのが干潟八万石と呼ばれる新田で、萬力（まんりき）、鎌数（かまかず）、入野（いりの）村などの新田村（しんでんそん）18 ケ村が成立している。この干潟八万石は、その後の灌漑用水の整備により、現在も九十九里平野の重要な穀倉地帯としての役割を担っており、秋には見渡す限りの黄金の稲穂が稔る広い水田の中に島のような集落が点在する風景を見ることができる。
	多古町栗山川流 域の谷津田景観	鮭がさかのぼる川としても有名な栗山川は、縄文時代（5000 年前頃）の大きな入り江の跡で、その後、九十九里浜平野の堆積が進む中、栗山川流域には広大な平野が作られた。現在は、「多古米（たこまい）」を生産する穀倉地帯となっている。また、栗山川流域の低地からは、縄文時代の丸木舟が多数発見されているとともに、弥生時代以降、多くの遺跡が残されている。

千葉県教育委員会

(3) 文化財

本市には、数多くの指定文化財が所在し、その内訳は国指定が4件、県指定が15件、市指定が57件となっています。その多くは寺社が所有する絵画、工芸、彫刻、建築物などであり、主に北部の台地に分布しています。

また、国の登録有形文化財として、中央地区の4棟の建築物が登録されています。

(4) ごみの不法投棄

近年の状況としては、大規模な産業廃棄物の不法投棄は減少し、小規模なゲリラ的な不法投棄が年に数件発生しています。また、家庭ごみなどのいわゆる“ポイ捨て”をはじめとして、一般廃棄物の不法投棄が後を絶たない状況にあります。

■ 不法投棄ごみ処理量の推移（一般廃棄物）

単位:kg

H16	H17	H18	H19	H20	H21
28,810	77,680	35,320	21,730	27,240	26,010

H22	H23	H24	H25	H26
20,480	17,530	11,880	11,740	11,180

匝瑳市ほか二町環境衛生組合

■ 不法投棄に関する苦情受付状況

単位:件

H16	H17	H18	H19	H20	H21
19	41	33	20	26	27

H22	H23	H24	H25	H26
49	37	23	28	35

匝瑳市環境生活課

5 地球環境

(1) 資源循環

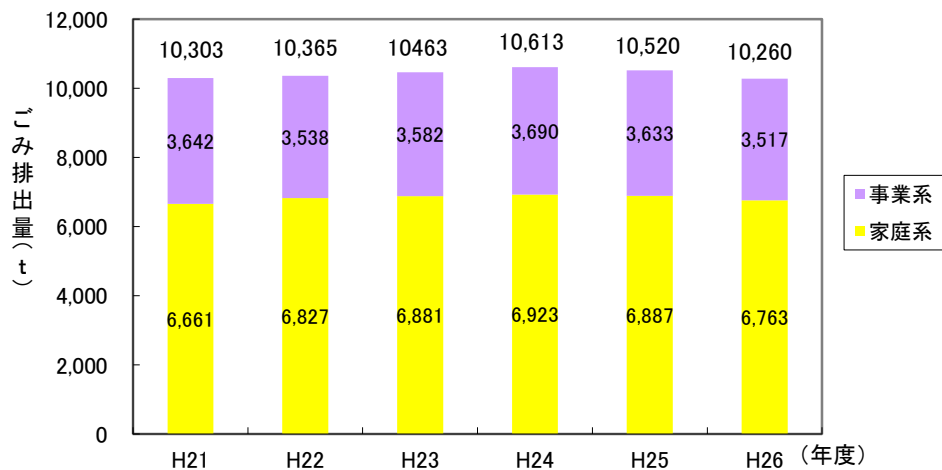
①ごみ排出状況

本市のごみ排出状況をみると、総排出量は、平成21年度から平成24年度までは増加傾向にありましたが、以降、徐々に減少傾向となっています。

排出者の区分では、家庭系が多く、事業系の約2倍の量となっています。

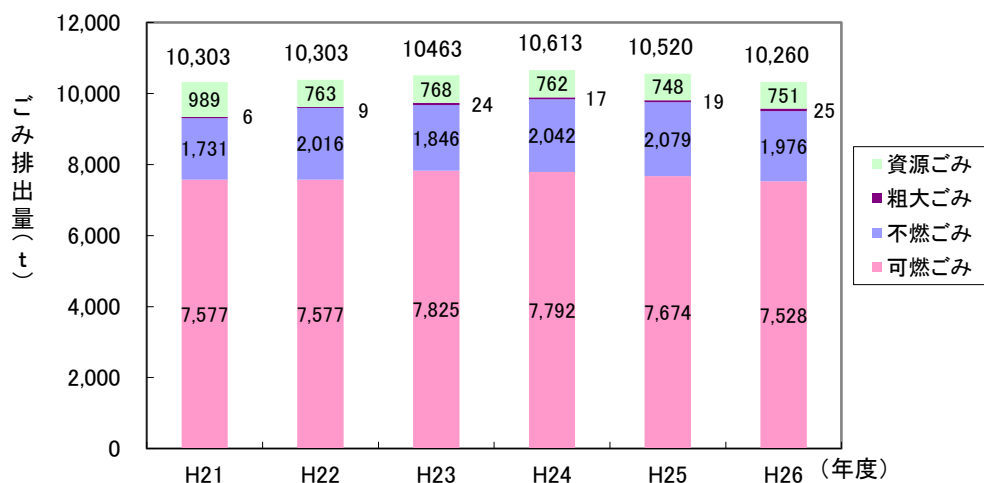
ごみ区分では、可燃ごみと不燃ごみが全体の約90%を占めており、可燃ごみにおいては、平成24年度以降減少傾向にあるものの、家庭用生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器の普及促進などにより、さらなるごみの発生抑制・減量化に取り組む必要があります。

■ 排出者別のごみ排出量の推移



匠瑛市ほか二町環境衛生組合

■ ごみ区分別のごみ排出量の推移

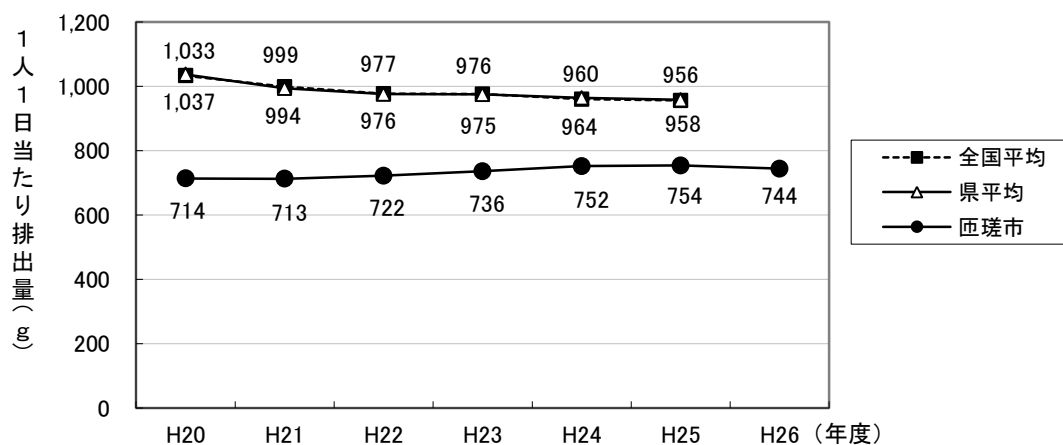


匠瑛市ほか二町環境衛生組合

②ごみ排出量原単位

ごみ排出量原単位（1人1日当たりの排出量）をみると、匝瑳市は、全国平均、県平均を下回っていますが、近年の増加傾向から依然として高い水準にあるため、ごみ減量への意識高揚などに取り組んでいく必要があります。

■ ごみ排出量原単位の推移



注) ごみ排出量原単位：(家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収) ÷ 365日 ÷ 計画収集人口

「清掃事業の現状と実績（各年）千葉県」、匝瑳市ほか二町環境衛生組合

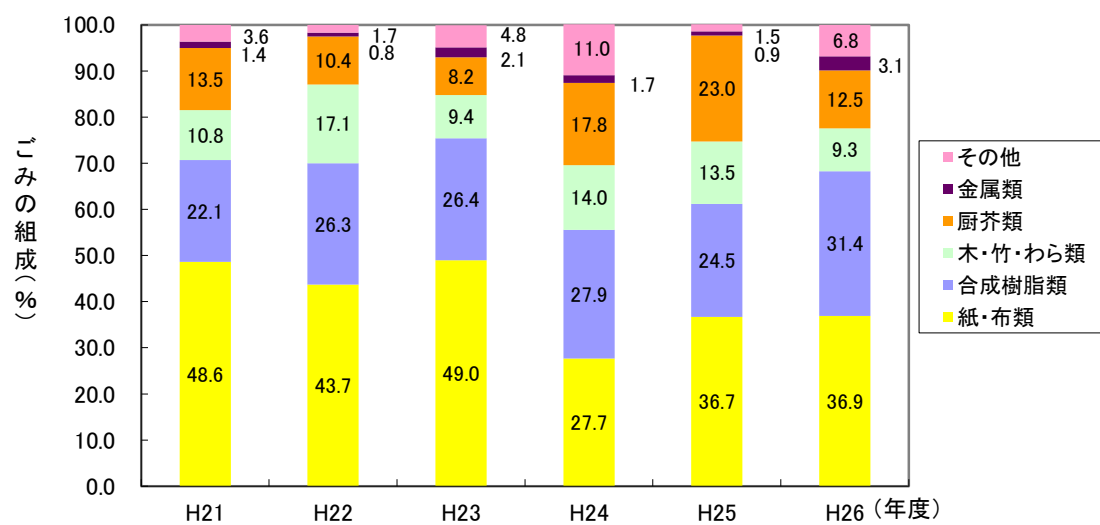
③可燃ごみ質

松山清掃工場のごみ質調査結果（概算値）の推移をみると、可燃ごみの内訳（匝瑳市ほか二町環境衛生組合全体の値）としては、紙・布類が約30%から50%を占め、次いで合成樹脂類、厨芥類、木・竹・わら類の割合が多くなっています。

厨芥類は、住民の努力により資源化することが可能であり、また、紙・布類や合成樹脂類にも、資源物が含まれていると考えられます。

注) 厨芥（ちゅうかい）類：家庭の台所や飲食店などの事業所から出てくる野菜くずや食べ物の残りなどのごみを指す。

■ 松山清掃工場の可燃ごみ質（概算値）



匠瑳市ほか二町環境衛生組合

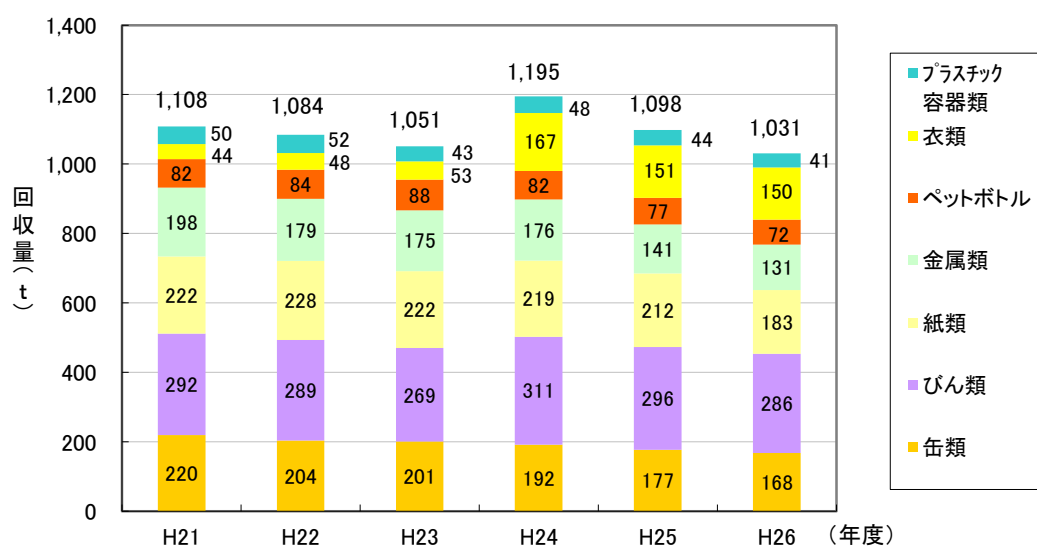
④リサイクルの状況

本市では、資源ごみを8種類に分別し、ごみステーションでの回収及び直接搬入を行っています。

資源ごみ回収量の推移をみると、各々の割合は毎年度異なるものの、全体の回収量は毎年度ほぼ横ばいの水準となっています。

資源ごみの区分では、缶類、びん類、紙類、金属類の割合が多く、近年では衣類の割合も多くなっています。

■ 資源ごみ回収量の推移



注) 環境衛生組合での処理総量を構成市町で按分して算出したため、前掲の「ごみ区分別のごみ排出量の推移」の数値と一致しない。

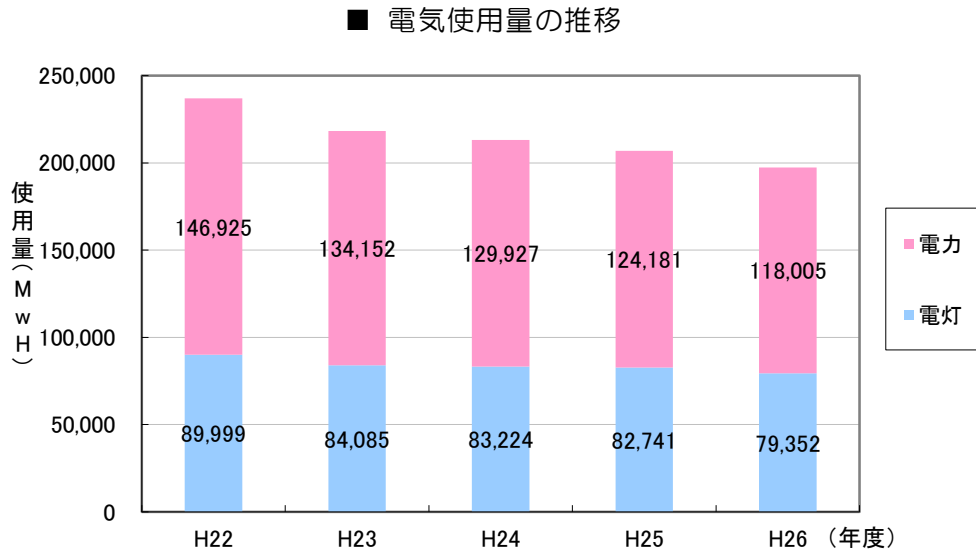
匠瑳市ほか二町環境衛生組合

(2) エネルギー・資源の利用

①電気

本市における電気使用量の推移をみると、わずかながら減少の傾向となっています。

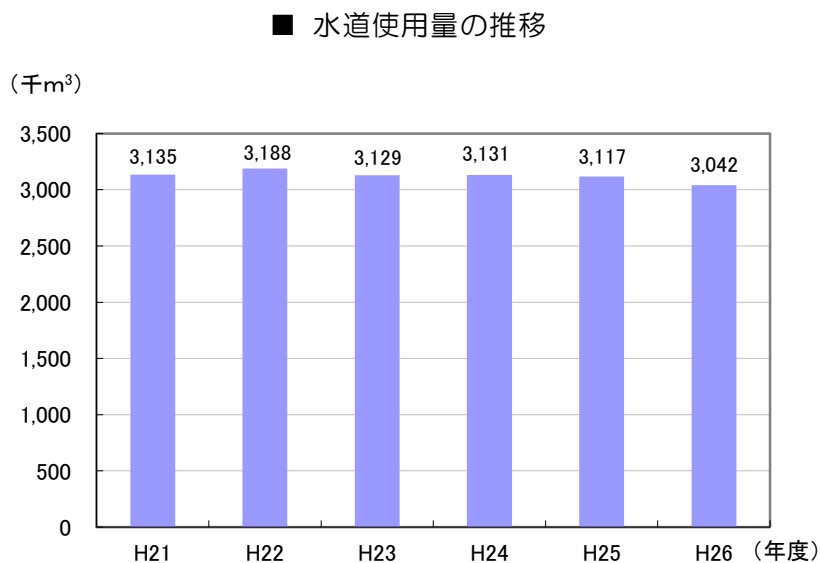
契約区分でみると、ビルや工場などを対象とする電力契約の使用量の減少幅が一般家庭などを対象とする電灯契約よりも大きくなっています。



東京電力株式会社成田支社

②水道

水道使用量の推移をみると、ほぼ横ばいの状況となっています。



八匠水道企業団



平成 27 年度新川浄化運動啓発作品入賞 優秀賞
豊栄小学校 5 年（当時） 東城けいさん



第3章 匝瑳市における環境課題



市の鳥 ウグイス

第3章 匝瑳市における環境課題

1 生活環境

本市では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの大気については環境基準が達成されているものの、水質、騒音・振動については、一部、環境基準を満たしていない状況となっています。

一方、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭についての公害苦情が寄せられ、これらは、野焼きや近隣騒音、排水などの都市・生活型公害に関連するものと考えられます。

これらの都市・生活型公害の発生抑制に向けて、発生源に対する未然の防止対策を講じていくことが必要です。

■ワークショップから見た匝瑳市における生活環境に関する課題

本計画の策定にあたっては、10名の市民が参加したワークショップを開催し、本市における環境の現状や、今後の方策について活発な議論をしていただきました。

以下、各環境分野において、ワークショップで発言された本市の環境に関する課題を記載します。

- 水路にごみが多く見受けられ、また、水生生物も減少していると感じている。
- 水質改善を図るべきであり、家庭排水の浄化策の一つとして合併処理浄化槽の普及が望まれる。
- コンクリート水路が増えたことが河川の水質を悪化させている原因の一つではないかと考えられるため、環境に配慮した整備方法が望まれる。
- 騒音については、車両通行量の増加に伴う騒音のほか、狩猟時の猟銃の音などがあげられる。
- 悪臭については主に畜産に伴うものが発生源となっており、臭いがきついつと感じる地域がある。
- 昔に比べて農地の地力が落ちているのか、作物が育ちにくくなっていると感じている。

2 自然環境

水田や畑、雑木林、社寺林など、市民の生活と密接に関係しながら形成されてきた里山の自然は、本市の環境を特徴づける重要な資源です。

また、九十九里の海岸も、本市にとって、重要な自然環境を形成する要素であり、植物や生き物にとっても重要な生息環境となっています。

これらの自然環境について意識を持ち、行政と市民が協力し、豊かな自然を保全していくことが必要です。

■ワークショップから見た匝瑳市における自然環境に関する課題

- 排水路の整備や宅地開発などにより、沼や湿地が減少している。また、農薬散布や休耕田の増加、外来生物の増加などにより在来の動植物の生息域は減少している。
- 水路や河川の水質改善については、合併処理浄化槽の設置、公共下水道の整備、無毒化技術など、水を蘇生するための技術や施設の設置が求められている。
- 里山の手入れが行われなくなり、土地が荒れ、かつての良好な自然環境が失われてきている。また、手入れができない理由の一つには、私有地である山などの地権者がわからないため、手を加えられないという現状もある。地権者不明の土地については、市が山菜採りや間伐材を利用したワークショップなどの企画を提案し、地域住民と共に、楽しみながら保全できる場が欲しいとの要望がある。
- 自然環境保全のための人員が不足している。保全の担い手の確保も今後の課題である。
- 植生については、スギやヒノキの植林が多くみられ、広葉樹が少ない。肥沃な土壌をつくるには、針葉樹だけではなく、多種多様な樹木を植えることが必要である。
- 九十九里浜はアカウミガメの最北端の産卵地であるが、近年、産卵の目撃が少なくなっており、産卵後の自然孵化も大変きびしい状況である。砂浜の減少、車両の乗り入れなどによりアカウミガメのみならず、チドリや海浜植物などの生息環境もおびやかされている。
- 昆虫類や植物の種類が減少傾向にあるがデータが少なく、動植物の生息・生育の状況が不明である。今後は共有できるデータベースの作成が必要である。

3 快適環境

生活と歴史に密着したみどりの保全は、自然環境の保全としての観点はもちろん、市の良好な風景を構成する要素として、潤いのある快適環境の観点からも重要です。市の特徴的な風景を活用した地域性あふれる景観づくりを行っていくことが求められます。

また、環境美化の観点からごみのポイ捨てや不法投棄がないようマナー・モラルの向上を図り、清潔で美しいまちづくりを目指していくことが必要です。

■ワークショップから見た匝瑳市における快適環境に関する課題

- 海岸、河川、山や遊休地などでごみのポイ捨てが多数みられる。イベントでごみ拾いを行うなど、モラル向上につながる活動を行うと効果的ではないか。
- ポイ捨てや不法投棄には罰金の徴収や、市で警告するなど強い姿勢で望む必要がある。
- ごみステーションでは、指定日以外でもごみが捨てられている。ごみ袋に氏名を書く、ステーションに鍵をつけるなど工夫が必要。
- 海岸では、砂丘の後退や護岸工事が進み、昔の面影がなくなっている。対して陸地では、休耕田や竹林など放置された土地が増えており、景観が悪化している。
- 歴史的建造物において、劣化・損傷が見受けられ、保存策が必要である。
- 街路樹など沿道の樹木の管理が不十分。地元のボランティアの協力などが必要である。
- 八日市場駅前ロータリーが整備されたが、利用者の使い勝手が悪い。
- 依然として野焼きが多くみられ、大気汚染や悪臭など苦情の原因となっている。

4 地球環境

今日の環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄といった日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の増大によるものが多く、私たち一人ひとりが原因者であると同時に被害者となっています。

物質的な豊かさの追求に重きをおく、これまでの生活様式から、持続的に発展することができる循環型社会を構築することが必要です。

■ワークショップから見た匝瑳市における地球環境に関する課題

- ごみの分別方法がわかりにくい。分別に関する講習会などを地区別に定期的に行ったり、ごみ袋の改良（絵や文字を入れる、色を変えるなど）の必要がある。
- 循環型社会の構築のためには、ごみの分別の徹底や、リサイクルBOXの設置などにより、ごみリサイクル率を向上させる必要がある。
- 植木剪定枝などを養豚場の敷き材として利用できるような、廃棄物を再利用・有効利用できる方策を検討する必要がある。
- 他自治体の例では、ごみ袋を年度当初に20袋無料配布を行い、ごみ減量化を図っている（不足した際は有料で購入する）。エコ活動には動機付けと、経済的メリットを示す必要がある。
- 石油依存の社会から低炭素社会を目指すためには、生活を見直し、使い捨てるものは買わない、不要なものは削る、公共機関を利用するなどライフサイクルの改善を進めることが必要である。
- 子供の頃から長期的に環境教育を行い習慣化するなど、環境に対する意識の土台を作ることも大切である。
- 地元産食材の学校給食への導入をさらに推進するなど、地産地消のあり方を全体で考える必要がある。これにより流通の短縮も可能ではないか。
- 近年、アトピーや花粉症などのアレルギーを発症する人は増加傾向にある。食生活の欧米化や食事中的ミネラル・栄養不足、添加物の摂取などによる影響が考えられる。健康問題と環境問題は密接な関係にあると考えられるため、併せて検討していく必要がある。



平成 27 年度新川浄化運動啓発作品入賞 優秀賞
平和小学校 6 年（当時） 佐々木夢叶さん



第4章 匝瑳市の環境目標



黄門桜

第4章 匝瑳市の環境目標

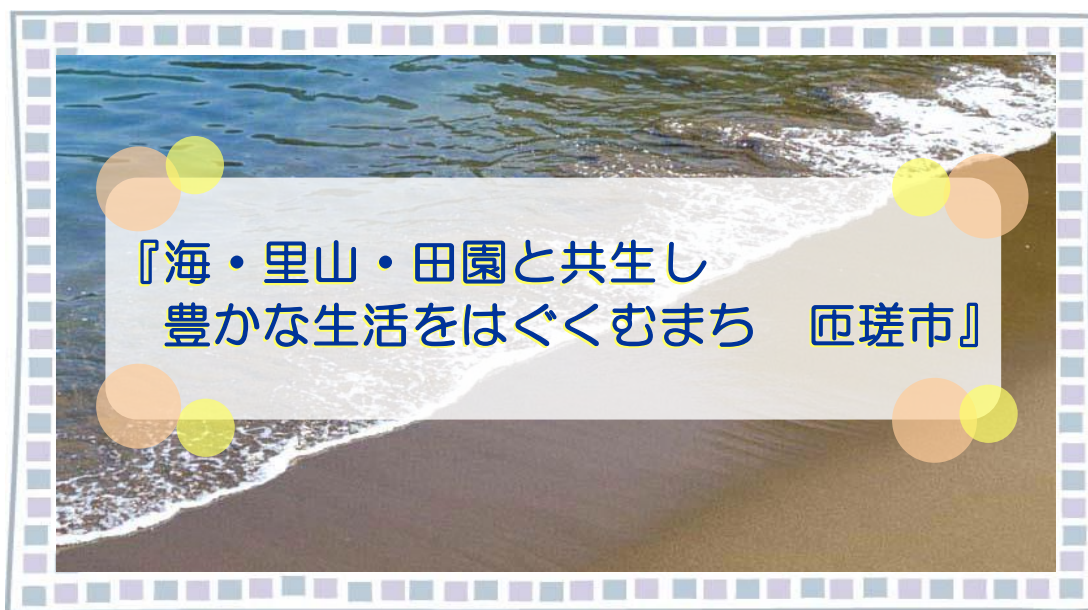
1 匝瑳市の目指すべき環境像

本市の環境の象徴でもある「海」と「里山」の恵まれた自然、さらには市街地を包み込む「田園風景」は、歴史と市民生活の共生によって育まれてきたものです。

また、近年の地球温暖化をはじめとする地球規模の環境課題の解決に向けた循環型社会の構築は、同時に、本市の海や里山などの自然を守ることにもつながります。

本市をとりまく環境の現状と課題を踏まえ、人の生活と歴史が育んだ里山や田園風景、九十九里海岸などの自然と共生し、循環型社会づくりを通して、快適な環境、豊かな生活を育むため、市民・事業者・市が連携し、以下の将来の匝瑳市の環境像の実現に向かって行動することとします。

■匝瑳市の望ましい環境像



2 基本目標

本市の目指すべき環境像を実現し、地域そして地球規模の豊かな環境づくりを進めるため、以下の基本目標を設定します。

1 生活環境：心地よく、健康で安心して暮らせるまちを目指して

誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指し、公害などの発生源に対する未然の汚染防止を図っていくことが必要です。

汚染物質の排出実態の把握や適切な情報提供・公開を行っていくとともに、法令などに基づく規制・基準の遵守について指導に努め、市民・事業者・市が協働して都市・生活型公害の対策を行っていきます。

2 自然環境：自然と人との共生がはぐくんだ里山・海が

いつまでも保全されるまちを目指して

里山や海などから形成される本市の自然は、比較的豊かであるといえます。

しかしながら、多様な動植物の生育・生息場所ともなっているこれらの自然空間は、都市化に伴い少しずつ失われつつあります。このことから、本市の恵まれた自然を次世代へと引き継いでいく必要があります。

国や県、市民団体と連携した里山や海などの保全策を進めることで、本市の自然環境の保全を図っていきます。

3 快適環境：まちの生活と歴史ある風景が感じられるまちを目指して

本市の良好な風景を構成する潤いのある快適な環境をつくるため、生活と歴史に密着したみどりを活かした景観づくりを行っていくことが必要です。

市の特徴的な風景を活用した地域性あふれる景観づくりを行っていくとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄のない美しく清潔なまちづくりを行っていきます。

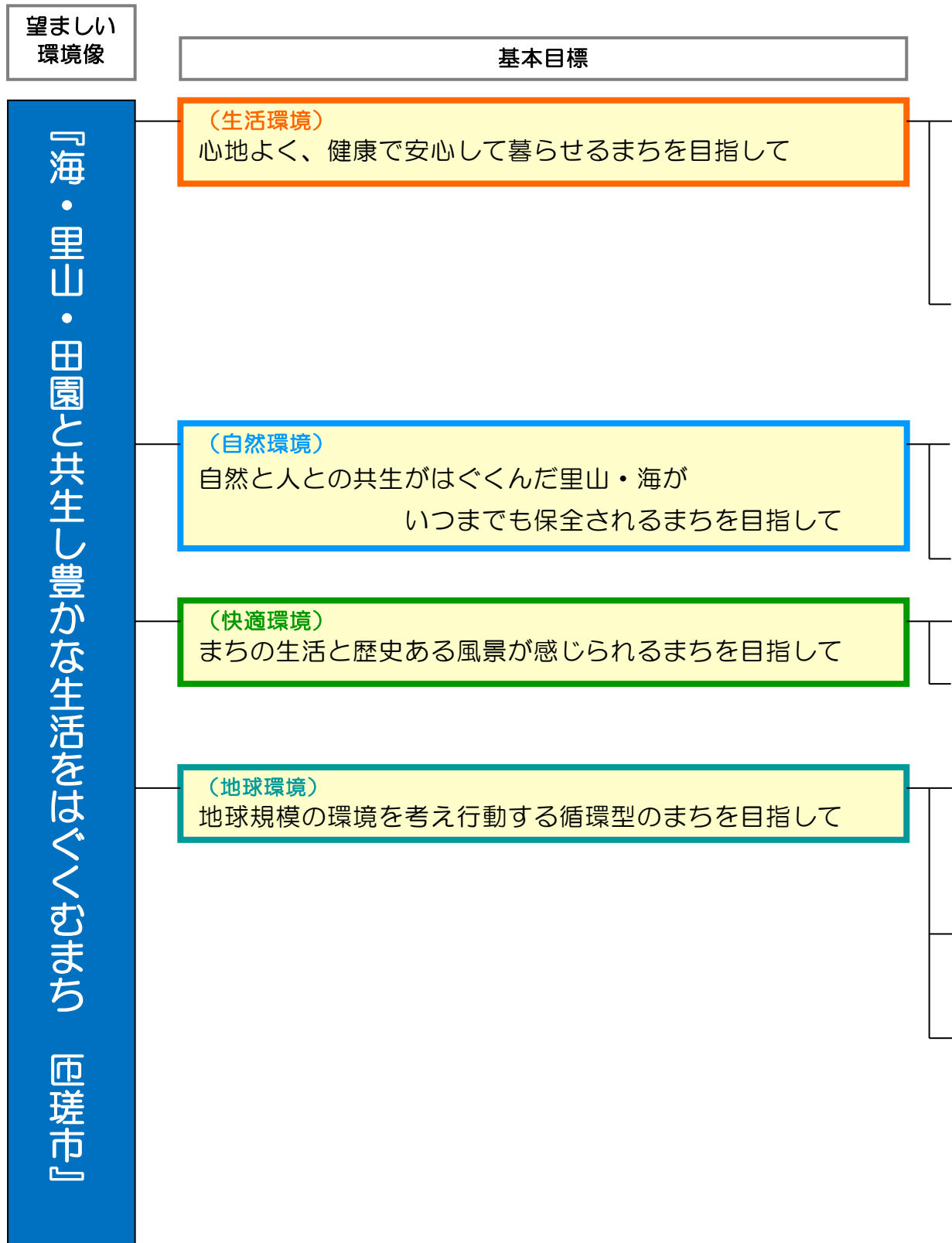
4 地球環境：地球規模の環境を考え行動する循環型のまちを目指して

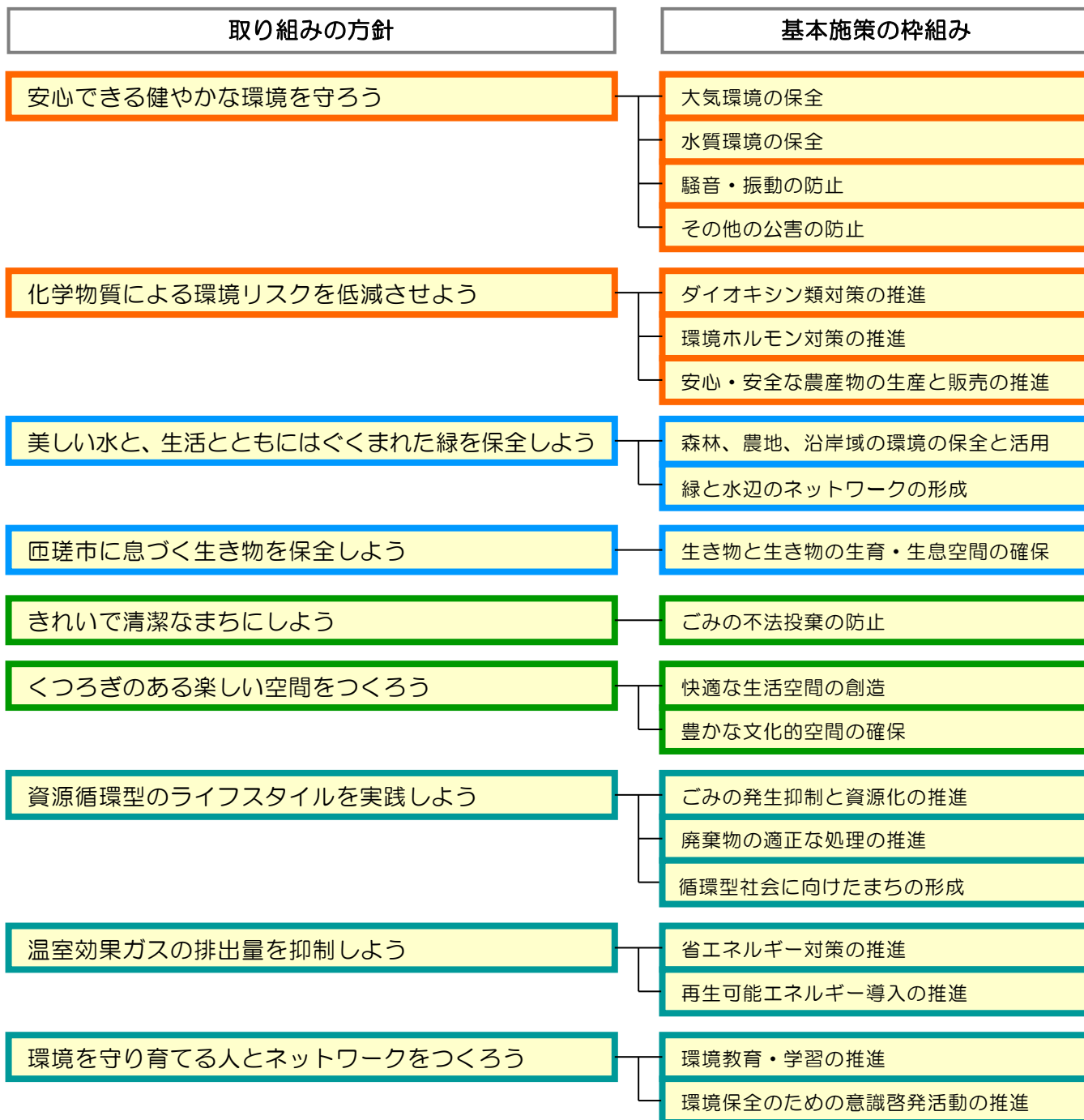
歴史ある環境資源を次世代へ残していくために、私たちは持続的な発展が可能な社会を築いていくことが必要です。

ごみの発生抑制やリサイクルの推進による省資源・省エネルギーに関する取り組みを進め、資源の新たな消費を抑制し、質の高い循環型社会を構築していきます。

また、地球温暖化などの地球規模の環境問題は、私たちの身近な日常生活が要因となっていることを認識し、市民一人ひとりが考え行動していくものとします。

3 施策の体系







平成 27 年度新川浄化運動啓発作品入賞 優秀賞
八日市場小学校 6 年（当時） 古作泰人さん



第5章 基本施策

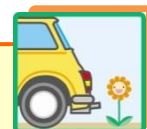


里山の風景

第5章 基本施策

第4章に示した施策体系に基づき、匝瑳市の望ましい環境像の実現に向けて、以下の基本施策を推進していきます。

■ 基本目標 1（生活環境）



心地よく、健康で安心して暮らせるまちを目指して

⇒ 取り組みの方針 1：安心できる健やかな環境を守ろう

（1）大気環境の保全

- ・ 事業所に対して、関係機関と連携して「大気汚染防止法」などの法令に基づく規制・基準の遵守について指導の徹底を図るとともに、情報提供や意識啓発に努めます。
- ・ 公共交通機関や自転車の利用促進、エコドライブの実践など、排気ガス抑制に向けた取り組みを推進します。

数値目標

項目	現状【基準年度】	目標【目標年度】
大気中の二酸化窒素濃度 （日平均値の年間 98%値）	0.016ppm 【平成 21 年度】	環境基準の達成状況の維持 【毎年度】
大気中の浮遊粒子状物質濃度 （日平均値の年間 2%除外値）	0.062ppm 【平成 21 年度】	

（2）水質環境の保全

- ・ 事業所に対して、関係機関と連携して「水質汚濁防止法」などの法令に基づく規制・基準の遵守について指導します。
- ・ 家庭雑排水の浄化対策として合併処理浄化槽の設置を促進するため、設置費用の一部助成を行います。

- ・市内の主要河川および湖沼における定期的な水質測定を行います。
- ・家庭における適正な排水処理の促進に向けて、情報提供や意識啓発を推進します。
- ・河川への EM (Effective Microorganism:有用微生物群) 活性液の放流などにより公共用水域の水質浄化を図ります。
- ・植物による自然浄化機能の回復を図ります。
- ・市民参加による河川・水路の清掃活動を促進します。

数値目標

項目		現状【基準年度】	目標【目標年度】
公共用水域の BOD 濃度 (75%値)	新川上流 (干潟大橋)	5.3 mg/ℓ (環境基準未達成) 【平成 21 年度】	環境基準の達成 および 達成状況の維持 【毎年度】
	新川下流 (駒込堤)	7.5 mg/ℓ (環境基準未達成) 【平成 21 年度】	
	栗山川上流 (新井橋)	1.6 mg/ℓ (環境基準達成) 【平成 21 年度】	
	栗山川下流 (木戸大橋)	2.3 mg/ℓ (環境基準達成) 【平成 21 年度】	
合併処理浄化槽人口		14,847 人 【平成 21 年度】	17,463 人 【平成 33 年度】 (東総衛生組合生活排水処理計画)

(3) 騒音・振動の防止

- ・事業所に対して、「騒音規制法」や「振動規制法」などに基づく規制・基準の遵守について指導します。
- ・交通騒音および振動の測定を実施します。
- ・交通量の多い幹線道路については、関係機関と連携し、騒音・振動の低減対策に努めます。
- ・騒音・振動の発生防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
- ・道路の維持補修を推進します。
- ・騒音防止に向け、市民一人ひとりへの意識啓発に努めます。

(4) その他の公害の防止

- 悪臭を防止するため、法令などに基づく規制・基準の遵守について指導します。
- 悪臭防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
- 土壌汚染を防止するため、法令などに基づく規制・基準の遵守について指導します。
- 土砂等の埋立て等による土壌汚染および災害の発生を未然に防ぐため、一定規模以上の埋立て事業については、許可を必要とするものとし、許可申請に対する審査・立ち入り調査などを行います。
- 土壌汚染防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。

⇒ 取り組みの方針2：化学物質による環境リスクを低減させよう

(1) ダイオキシン類対策の推進

- 関係機関と連携して「ダイオキシン類対策特別措置法」などに基づく規制・基準の遵守について指導します。
- 不適正な野外焼却（野焼き）の防止徹底を図ります。
- 適正な廃棄物処理を推進し、有害ごみによる汚染を未然に防止するよう努めます。
- ダイオキシン類などの有害化学物質に関する情報の収集および提供に努めます。
- 定期的なダイオキシン類の測定を実施します。

数値目標

項目		現状【基準年度】	目標【目標年度】
大気中のダイオキシン類濃度	榑海公園	0.051 pg-TEQ/m ³ (年平均・環境基準達成) 【平成21年度】	環境基準の達成状況の維持 【毎年度】
	野栄総合支所	0.028 pg-TEQ/m ³ (年平均・環境基準達成) 【平成21年度】	
土壌中のダイオキシン類濃度	榑海公園	0.32 pg-TEQ/g (環境基準達成) 【平成21年度】	
	のさかふれあい スポーツランド	1.2 pg-TEQ/g (環境基準達成) 【平成21年度】	
野外焼却の指導件数		19件 【平成21年度】	減少させます 【毎年度】

(2) 環境ホルモン対策の推進

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に基づき、関係機関と連携し、有害化学物質の使用や排出状況などに関する情報提供を行います。
- 新たな有害化学物質に関する情報の収集および提供に努めます。
- 事業者などに対し、化学物質の安全管理に資する情報の提供に努めます。
- 農薬などの適正使用や管理について指導を図ります。
- 園芸用廃プラスチックの適正処理を推進します。

(3) 安心・安全な農産物の生産と販売の推進

- 生産者の環境に対する意識向上を図るとともに、家畜排せつ物の適正管理および堆肥の有効利用などによる資源循環型農業を推進します。
- ふれあいパーク八日市場をはじめとした直売施設などでの地元の安心・安全な農産物のPRと販路の拡大を推進するとともに、学校給食での使用や地元農産物への愛着心の醸成を図り、地産地消(千産千消)を推進します。



■ 基本目標 2（自然環境）

自然と人との共生がはぐくんだ里山・海が
いつまでも保全されるまちを目指して

⇒ 取り組みの方針 1：美しい水と、生活とともにはぐくまれた緑を
保全しよう

（1）森林、農地、沿岸域の環境の保全と活用

- ・ 地域における環境保全活動を推進するため、各地域における活動組織の育成支援に努めます。
- ・ グリーン、ブルー・ツーリズムを推進するため、農業や漁業にふれるイベントを開催し、自然環境への意識の向上を図ります。
- ・ グリーン、ブルー・ツーリズムの拠点施設となる「ふれあいパーク八日市場」の機能発揮に努めます。
- ・ 新規就農者、就農予定者に対する研修や情報提供などにより、農業従事者の確保を図ります。
- ・ 認定農業者の育成に努めつつ、環境に配慮した農業経営の規模の拡大を図ります。
- ・ 雨水の保水・浸透の機能を持つ樹林や、農地の保全を図るため、適正な土地利用に努めます。
- ・ 植林や間伐の実施などによる森林の適正管理を推進します。
- ・ 里山や海辺の清掃活動などの情報提供や活動支援を行います。
- ・ 関係機関と連携しながら、九十九里浜の自然環境の保全に努めます。

数値目標

項目	現状【基準年度】	目標【目標年度】
グリーン、ブルー・ツーリズム 事業参加人数	年間 延べ 450 人 【平成 21 年度】	年間 延べ 700 人 【平成 32 年度】
認定農業者数	285 経営体 【平成 21 年度】	360 経営体 【平成 32 年度】

(2) 緑と水辺のネットワークの形成

- 関係機関と連携し市内を流域とする新川、栗山川がつくる河川空間の保全に努めます。
- 河川管理者との協議・調整を図りながら、動植物や景観に配慮した河川・河岸の保全、創造に努めます。
- 公共事業においては、雨水浸透ますや透水性舗装など、雨水浸透に配慮した整備に努めるとともに、民間への普及を図ります。
- 市民参加による河川・河岸清掃などの活動を促進します。

⇒ 取り組みの方針 2：匝瑳市に息づく生き物を保全しよう

(1) 生き物と生き物の生育・生息空間の確保

- トウキョウサンショウウオ、ハマヒルガオをはじめ、市内に生息・生育する貴重な野生動植物、海岸砂丘植物に関する調査研究を推進するとともに、保護のための意識啓発により、生息・生育環境の保全に努めます。
- 環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業は、野生動植物への影響に関する調査を行い、適切な保全対策を促進します。
- 鳥獣保護法などに基づき、野生鳥獣を適正に保護するとともに、鳥獣保護に関する情報提供、意識啓発に努めます。
- 特定外来生物について、住民への普及啓発に努め、緊急的に対策が必要とされる生物の計画的な防除を行います。

数値目標

項目	現状【基準年度】	目標【目標年度】
野生動植物調査	未実施 【平成 21 年度】	計 1 回 【平成 32 年度までに】

■ 基本目標3（快適環境）



まちの生活と歴史ある風景が感じられるまちを目指して

⇒ 取り組みの方針1：きれいで清潔なまちにしよう

（1）ごみの不法投棄の防止

- ・ 廃棄物などの不法投棄に対する監視体制の強化および定期的な環境測定を行い、環境汚染の防止に努めます。
- ・ ポイ捨てなどの著しい公共空間における清掃活動を行います。
- ・ 不法投棄の未然防止・早期発見のため、各地区に不法投棄監視員を設置します。
- ・ 不法投棄の多い場所などへ監視カメラなどを設置することにより、防止対策を図るとともに、各種啓発看板の設置および一般提供を行います。
- ・ 不法投棄対策に関する先進事例、優良事例について情報収集を行い、有効な対策の導入を検討します。

数値目標

項目	現状【基準年度】	目標【目標年度】
ごみ不法投棄処理件数	年間 27件 【平成21年度】	減少させます 【毎年度】

⇒ 取り組みの方針2：くつろぎのある楽しい空間をつくろう

（1）快適な生活空間の創造

- ・ 具体性のある都市づくりの目標と実現するための方針などを定めた都市計画マスタープランに基づき、地域特性に応じた調和のとれたまち並みづくりを推進します。
- ・ 歴史的建造物などの文化財や美しい海岸、みどり豊かな里山などの保全に努め、郷土の風土を生かしたまちづくりを推進します。
- ・ 景観に配慮した、通行しやすい道路整備を推進します。
- ・ 周辺に影響を及ぼす管理のされていない空き地などについて、適正に管理するよう土地所有者などに対する指導を行います。
- ・ 公共空間のバリアフリー化を計画的に推進するとともに、障害者や高齢者住宅のバ

リアフリー化に向け支援します。

- 災害の発生予防および被害軽減に向け、危機管理体制の強化と災害防止対策、防災意識の普及・啓発を推進します。

(2) 豊かな文化的空間の確保

- 伝統文化の継承・保存活動に対する支援を行い、活動の活性化と後継者の育成を図ります。
- 指定文化財の保存・修復を行うとともに、本市にある文化財指定外の貴重な歴史文化遺産の発掘に努め、その保全と活用を図ります。
- 地域の歴史や文化財に対する意識の醸成を図るため、歴史的建造物などを活用した文化イベントの開催や歴史・文化に触れることのできる機会を提供します。
- 芸術文化活動団体の活性化に向け、活動の場を提供するなどの支援に努めます。
- 地域のコミュニケーションおよび市民の健康増進を図るため、市民に親しまれる公園・緑地などの整備を推進します。

数値目標

項目	現状【基準年度】	目標【目標年度】
文化団体数・会員数	60 団体・833 人 【平成 21 年度】	増加させます 【毎年度】
伝統文化保存団体数・会員数	13 団体・621 人 【平成 21 年度】	増加させます 【毎年度】

■基本目標 4（地球環境）



地球規模の環境を考え行動する循環型のまちを目指して

⇒ 取り組みの方針1：資源循環型のライフスタイルを実践しよう

（1）ごみの発生抑制と資源化の推進

- 資源ごみの分別収集体制の強化を図ります。
- 資源物の分別収集による資源化を促進します。
- 分別収集資源物の品目について、容器包装リサイクル法に即した容器包装廃棄物の収集および集団回収との整合を図りながら検討を行います。
- 地域における資源ごみの集団回収の促進を図ります。
- 事業所での資源物の再利用・資源化方法についての情報提供に努めます。
- 公共施設における率先したごみの排出抑制を推進します。
- 環境負荷の少ない資源循環型社会の推進を図るため、企業・商店などの環境保全対策に対する積極的な取り組みを促進します。
- 家庭から排出される生ごみの減量化促進のため、生ごみ処理機などの購入費用の一部を助成します。
- 買い物袋の持参およびレジ袋の削減に向けた取り組みを促進します。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動を展開するなど、ごみの減量化・再資源化に向けた市民活動の促進を図ります。
- 公共工事などで発生した資材の再利用に努めます。

数値目標

項目	現状【基準年度】	目標【目標年度】
ごみ排出量 （市民一人1日あたり）	713g 【平成21年度】	677g 【平成32年度】
資源ごみ回収事業参加団体	年間 20 団体 【平成 21 年度】	年間 30 団体 【平成 32 年度】
生ごみ処理機などの購入費用の 一部助成	年間 21 件 【平成 21 年度】	年間 50 件 【平成 32 年度】

項目	現状【基準年度】	目標【目標年度】
日常生活における取り組み状況 「リサイクルに協力しごみ減量化に努めている」 (アンケート調査により実施している人の割合)	65.8% 【平成21年度】	100% 【平成32年度】
ごみのリサイクル率	19.6% 【平成21年度】	20.0% 【平成29年度】 (環境衛生組合一般廃棄物処理計画)

(2) 廃棄物の適正な処理の推進

- ・ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく適正な処理を実施します。
- ・ 一般廃棄物処理施設の処理能力向上を図り、ダイオキシン類の発生を抑制するとともに、ごみの減量化および処理コストの低減を図るため、広域処理を推進します。
- ・ 不法投棄など違法行為の防止に向けて、関係機関と連携し、監視・指導体制の強化を図ります。

(3) 循環型社会に向けたまちの形成

- ・ 京都議定書の定める目標の達成に向けた環境保全施策を推進するため、地球温暖化防止計画（地域推進計画）を策定します。
- ・ 資源循環型のライフスタイルづくりを促進するため、情報提供や意識啓発に努めます。
- ・ 事業所における環境マネジメントシステムの導入や環境保全活動などに対する支援策を検討します。

⇒ 取り組みの方針 2：温室効果ガスの排出量を抑制しよう

(1) 省エネルギー対策の推進

- ・ 事業所における環境負荷を少なくする自主的な取り組みや日頃からの市民生活の実践により、エネルギー消費の削減と資源の有効活用を図ります。
- ・ 雨水の防火、緑化、トイレ用水への活用や、雨水浸透ます、透水性舗装の普及により水資源の合理的循環を図ります。
- ・ 情報提供、意識啓発により家庭や事業所における省エネルギー対策を促進します。
- ・ 公共施設などにおいてエネルギー消費効率の高い環境配慮型機器、低公害車などの導入を推進するとともに、家庭や事業所での導入促進を図ります。
- ・ 公務においては、夏季期間は冷房の抑制やノーネクタイなどによる“クールビズ”を実施し、また、冬季期間は暖房の抑制や重ね着などによる“ウォームビズ”を実施し執務を行うようにするとともに、これらの取り組みの民間への普及を図ります。

数値目標

項目	現状【基準年度】	目標【目標年度】
日常生活における取り組み状況 「節電に取り組んでいる」 (アンケート調査により実施している人の割合)	76.9% 【平成 21 年度】	100% 【平成 32 年度】

(2) 再生可能エネルギー導入の推進

- ・ 太陽光発電や太陽熱利用など、自然エネルギーの利用について、公共施設への導入を積極的に検討するほか、個人住宅への利用拡大のための施策などを検討します。
- ・ 地域内の温暖化防止対策の一環として、温室効果ガスの排出抑制のため、家庭を対象に太陽光発電の設置費用の一部を助成する方策を検討します。

数値目標

項目	現状【基準年度】	目標【目標年度】
太陽光発電システム設置費の一部助成	未実施 【平成 21 年度】	年間 30 件 【毎年度】

⇒ 取り組みの方針 3：環境を守り育てる人とネットワークをつくろう

(1) 環境教育・学習の推進

- ・本市の自然環境を活用しながら、自然観察や環境保全に関して体験・学習できる機会の充実を図ります。
- ・市民や事業者の自主的な環境学習活動を支援します。
- ・海岸の清掃、草刈り、清掃工場見学などの校外実習型プログラムのほか、教科で環境について学べる機会を設けます。

数値目標

項目	現状【基準年度】	目標【目標年度】
こどもエコクラブ登録団体数	計 0 団体 【平成 21 年度】	計 2 団体 【平成 32 年度】
児童・生徒の環境学習に関する取り組み	小学校 約 30 時間 中学校 約 20 時間 【平成 21 年度】	現状より拡大 【平成 32 年度】
出前講座などの環境学習に関する教室の開催回数	年間 1 回 【平成 21 年度】	年間 6 回 【平成 32 年度】

(2) 環境保全のための意識啓発活動の推進

- ・広報などにより環境美化活動への参加を促進するとともに、環境美化活動団体に対する支援を行い、活動の活性化を図ります。
- ・環境に関わる情報提供を積極的に実施します。
- ・「ごみゼロ運動」など地域での環境保全に関する活動を継続的に実施します。
- ・環境保全に関わる市民・事業者・団体などのネットワーク化を図り、市が一丸となって環境保全行動を展開します。

数値目標

項目	現状	数値目標
環境美化活動への参加人数	年間 延べ 9,562 人 【平成 21 年度】	年間 延べ 10,200 人 【平成 32 年度】



平成 27 年度新川浄化運動啓発作品入賞 優秀賞
椿海小学校 5 年（当時） 鵜飼咲希さん



第6章 市民・事業者の環境配慮指針



大きな生垣が続く小道

第6章 市民・事業者の環境配慮指針

匝瑳市の望ましい環境像の実現には、環境施策の充実に加え、市民、事業者および市の各主体が相互に連携し、それぞれの役割を果たすための行動が不可欠となります。

環境配慮指針とは、市民および事業者の方々に向けた、環境保全につながる具体的な行動の目安や手引きとなるものです。

環境配慮指針をおおいに活用し、自主的かつ積極的な行動への第一歩を踏み出しましょう。

■ 基本目標 1（生活環境）

心地よく、健康で安心して暮らせるまちを目指して

（1）市民の環境配慮指針

- 大気汚染や悪臭の原因となる違法な野焼きはやめましょう。
- 自動車での外出時は、規制速度を守り、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけましょう。
- 生活排水に気を配り、油や野菜くずなどを水とともに流さないようにしましょう。
- きれいな水環境を守るため、合併処理浄化槽の保守点検・清掃などの適正管理を行いましょう。
- 日常生活に伴う音や振動に注意を払い、近隣住民の迷惑とならないよう心がけましょう。
- 買い物をする時は環境に配慮された製品を選びましょう。
- 近距離の移動には徒歩や自転車を利用するほか、自動車の使用をできるだけ控え、バスや鉄道などの公共交通機関を利用しましょう。
- 自宅周辺や地域の清掃活動に参加しましょう。
- 有害な化学物質については、事業者、行政と情報を共有し、正しい知識を身につけましょう。

（2）事業者の環境配慮指針

- 大気汚染や悪臭の原因となる違法な野焼きはやめましょう。
- 事業活動に伴う水質汚濁や大気・土壌汚染などにより、環境への負担が増大しないよう配慮しましょう。

- 化学物質の有害性を把握し、排出量に基づく影響度を評価することで、環境汚染抑制に努めましょう。
- 廃棄物のリサイクルや減量化に努め、自らの責任において、廃棄物を適正に処理しましょう。
- 安心して使用できる製品やサービスの提供に努めましょう。
- 公害防止に向けた実効性のある管理体制や方法を整備し、率先的に取り組みましょう。
- 地域住民などと日頃から情報共有や意見交換を行い、公害防止に関する取り組みを公表し、相互の信頼関係を図りましょう。

■ 基本目標 2（自然環境）

自然と人との共生がはぐくんだ里山・海が

いつまでも保全されるまちを目指して

（１）市民の環境配慮指針

- 地域の人と話し合い、里山の保全や有効活用に努めましょう。
- 植物のおのおのが持つ固有の浄化能力や保全機能について学びましょう。
- 休日には、海や山へ出かけ、自然を身近に感じる機会を持ちましょう。
- さまざまな生き物のすみかとなる川や水辺をきれいにしましょう。
- 身近な動植物の生態について調べましょう。
- 地域に昔から生息する在来動植物の保全に努めましょう。
- 外来種についての認識を深め、むやみに外来生物を放さないようにしましょう。
- 身のまわりの生き物に関心を寄せ、自然をいつくしむ心を持ちましょう。
- 環境保護団体などが行う保全活動に参加しましょう。
- 自然を守るために何が出来るのか話し合いましょう。

（２）事業者の環境配慮指針

- 建築事業などにあたっては、生態系への影響の少ない構造や工法を積極的に採用しましょう。
- 開発事業などにおいては、環境への負担を考慮し、影響が最小限となるよう努めましょう。
- 事業所内の緑化に努め、周辺地域との環境調和を図りましょう。

- 地域の緑化や水辺の整備・管理を行い、動植物の生息環境の保全に努めましょう。
- 事業活動が環境に与える影響について認識しましょう。
- 地域住民とともに、生き物の調査や自然観察会に協力し、保全活動に努めましょう。

■基本目標3（快適環境）

まちの生活と歴史ある風景が感じられるまちを目指して

（１）市民の環境配慮指針

- ごみのポイ捨ては絶対に行わないようにしましょう。
- 海や山などの外出先でのごみは持ち帰りましょう。
- 空き地や田畑の管理は、土地所有者の責任で適正に行いましょう。
- 近隣住民と協力し、地域の清掃活動や田畑の手入れを行いましょう。
- 屋上庭園や緑のカーテンなど、自宅や地域においての緑化を図りましょう。
- 住宅の新築や改築を行う時は、環境にやさしい材料を用いた建材やデザインを選びましょう。
- 交通の妨げとなり、市民の生活に支障を及ぼす違法駐車や自転車の放置はやめましょう。
- 環境にやさしく、快適に過ごすためのまちづくりに参加しましょう。
- 市の貴重な歴史文化資源の維持管理・保護に協力しましょう。

（２）事業者の環境配慮指針

- 地域住民や行政と連携し、廃棄物の不法投棄の抑止に向けた体制づくりを図りましょう。
- 事業所周辺の清掃を行い、敷地内の美化・緑化に努めましょう。
- 景観への配慮を心がけ、屋外広告物を配置する際は十分な注意を払いましょう。
- 運搬や配達などに伴う駐車には、市街地や周辺の交通を阻害しないよう努めましょう。
- 生活の利便性に加え、樹木の保全、景観も含めた周辺環境に配慮したまちづくりに協力しましょう。
- 伝統産業や技術の継承・普及に努め、伝統文化の活性化を図りましょう。

■基本目標 4（地球環境）

地球規模の環境を考え行動する循環型のまちを目指して

（１）市民の環境配慮指針

- ごみの排出抑制に努めるとともに、ごみの出し方などのルールを守りましょう。
- 買い物をする時は、環境に配慮した商品や、省エネ型の製品を選びましょう。
- 外出時にはマイバッグやマイボトルを持参しましょう。
- 日頃から環境について意識したライフスタイルに努め、節水や節電などに取り組みましょう。
- 生産者と消費者の距離を近づけ、輸送エネルギー削減にもつながる地産地消を活用しましょう。
- 地域における交流を深め、まちの環境美化に積極的に取り組みましょう。
- 安全で健康的な食生活を送るために、食育への取り組みを行いましょう。
- 地域や学校などで環境問題について話し合い、学ぶ機会を作りましょう。
- 環境保全のためのボランティア活動に参加しましょう。

（２）事業者の環境配慮指針

- 事業所内の冷暖房温度の管理や消灯の徹底、蛇口への節水コマの取り付けなど、節電・節水に努めましょう。
- 商品を調達する時には、環境に配慮した“グリーン購入”の考え方を取り入れましょう。
- 製品の製造時においては、環境に配慮した設計を心がけましょう。
- モーダルシフトやアイドリングストップなどにより、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減や物流の効率化を図りましょう。
- ISO14001 やエコアクション2.1などの環境マネジメントシステムを取得しましょう。
- 風力発電や太陽光エネルギーなどの再生可能エネルギー設備を優先的に導入しましょう。
- 環境に対する高い意識や知識をもち、自発的に行動できる人材を育成しましょう。
- 従業員による地域の環境保全活動への参加や環境教育の支援など、社会貢献活動を積極的に行いましょう。
- 事業内容の公表や情報提供などを定期的に行い、事業者と地域のコミュニケーションを図りましょう。



平成 26 年度栗山川浄化啓発ポスター入賞 優秀賞
匝瑳小学校 6 年（当時）作田千春さん



第7章 計画の推進



磯釣り

第7章 計画の推進

1 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施・運用・点検・評価・改善までの流れを、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（点検）→ Action（行動）による環境マネジメントシステムにより進行管理していきます。

具体的には、庁内の検討組織である「環境対策連絡会議」において、匝瑳市の環境の状況や施策の実施状況などを定期的に点検・評価し、これらの結果を公表するとともに、市長の諮問機関である「環境審議会」への報告を行い、これに基づく意見・提言を受け、計画を見直し、それに基づく更なる取り組みを実施していくものとします。

2 計画の推進状況の公表

計画推進の実効性および透明性を明らかにするため、計画の進捗状況や目標達成状況についてとりまとめ、広報やホームページなどを通じて市民・事業者へ公表していきます。

3 計画の推進体制

（1）環境審議会

「環境審議会」は、市長の諮問機関として環境の保全に関する基本的事項について調査し、審議するため設置されています。

環境施策に関する取り組みの実施状況および目標の達成状況などについて報告し、本計画の推進に関する意見を求めます。

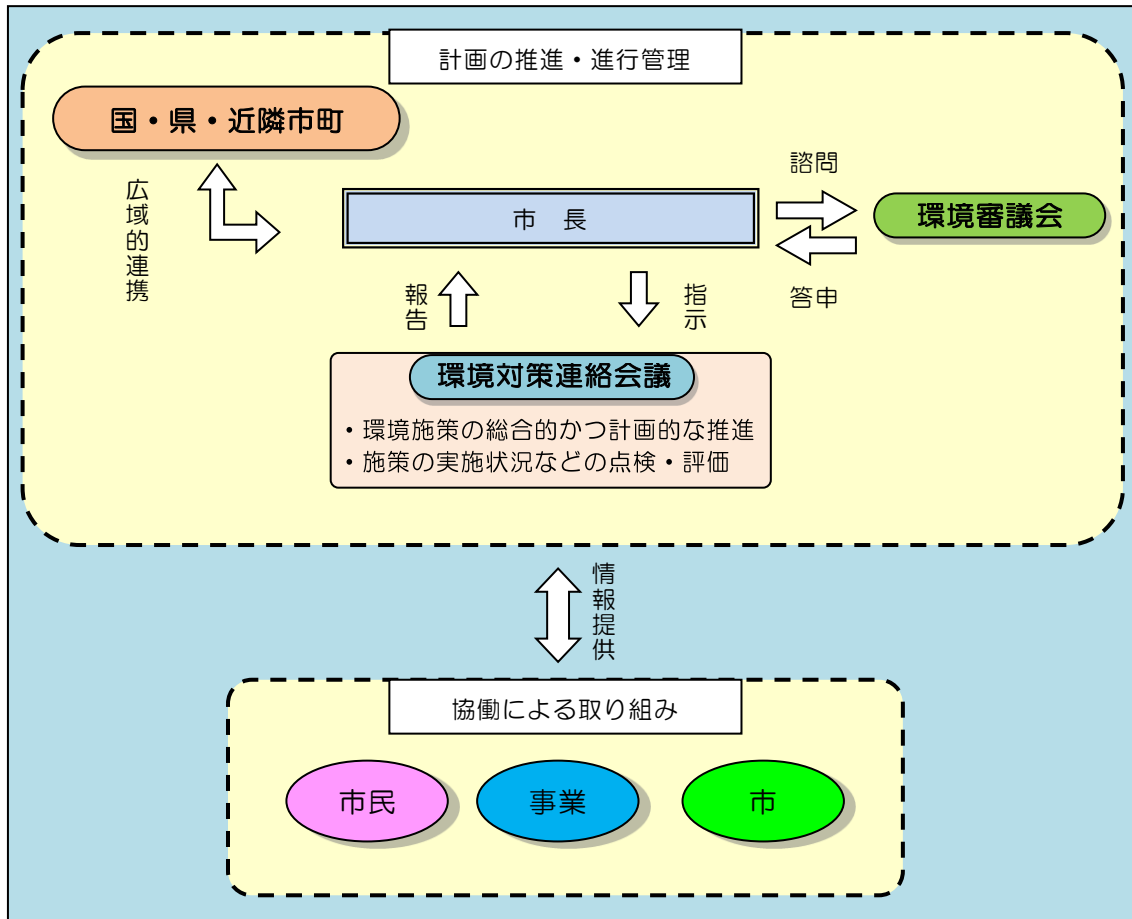
（2）環境対策連絡会議

市の環境に関する施策を横断的に取り組むため設置されている「環境対策連絡会議」において、計画に基づく環境施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、施策の実施状況などについて点検・評価します。

（3）広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など広域的な取り組みが求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣市町と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組めます。

■ 計画の推進体制に関する組織図





平成 27 年度栗山川浄化啓発ポスター入賞 優秀賞
八日市場第二中学校 3 年（当時）柏熊文香さん

